

【資料第1号】介護保険課

<sup>ふみ</sup><sup>みやこ</sup>  
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

(「中間のまとめ」たたき台)

令和5年9月

文京区

## 目 次

<b>第1章 策定の考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画の目的.....	1
2 計画の性格・位置づけ.....	2
3 計画策定の検討体制.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の推進に向けて.....	4
<b>第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標</b> .....	<b>9</b>
1 基本理念.....	9
2 基本目標.....	10
<b>第3章 高齢者を取り巻く現状と課題</b> .....	<b>11</b>
1 文京区の地域特性.....	11
2 高齢者等実態調査から見た高齢者を取り巻く現状と課題.....	26
<b>第4章 主要項目及びその方向性</b> .....	<b>53</b>
1 地域でともに支え合うしくみの充実.....	53
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組.....	53
3 健康で豊かな暮らしの実現.....	54
4 いざというときのための体制づくり.....	54
<b>第5章 計画の体系と計画事業</b> .....	<b>56</b>
1 計画の体系.....	56
2 計画事業.....	60
[資料]計画の体系と計画事業の全体図(案).....	88
<b>第6章 地域包括ケアシステムの推進</b> .....	<b>89</b>
1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組.....	89
[資料]文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案).....	94

# 第1章 策定の考え方

## 1 計画の目的

わが国では、平均寿命の延びと少子化の影響により、世界に類を見ない早さで超高齢社会が進行しています。

全国の令和2年（2020年）9月15日現在の推計で総人口は、前年比で約29万人減少している一方、65歳以上（高齢者）人口は約30万人増加し、高齢化率は28.7%と過去最高になっています。また、75歳以上（後期高齢者）人口は前年比約24万人増、80歳以上人口は約36万人増となっています。

今後、後期高齢者は、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）まで急速に増加し、また高齢者人口は、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）にピークを迎えると見込まれています。

本区では、令和5年（2023年）1月1日現在、区民の約5人に1人（19.0%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

このように、高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められています。

さらに、家族の介護等を理由とする介護離職、増加が見込まれる認知症高齢者やその家族の対応、介護と育児に同時に直面するダブルケア、18歳未満の子どもがケアの責任を引き受け、家族のケアなどを行うヤングケアラーなど、複雑化・複合化した課題を抱える個人や世帯に対し、区の関係機関が連携して対応する体制整備も求められています。

国においては、平成27年（2015年）4月に、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」が施行され、持続可能な介護保険制度を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とする、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（以下「地域包括ケアシステム」という。）の構築が目的として掲げられました。

また、令和2年（2020年）6月に、すべての人々が地域、暮らし、いきがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。

さらに、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民が、相互に人格と個性を尊重し支え合い共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布されました。

本区では、これらを踏まえ、令和22年（2040年）を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム構築の取組をさらに推進するとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者

が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）を策定します。

## 2 計画の性格・位置づけ

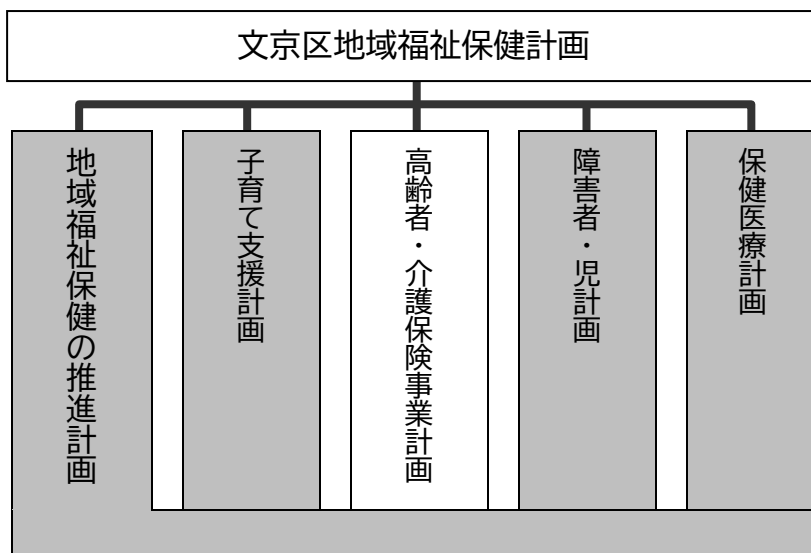
すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられます。

法令に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	

【図1】文京区地域福祉保健計画の構成

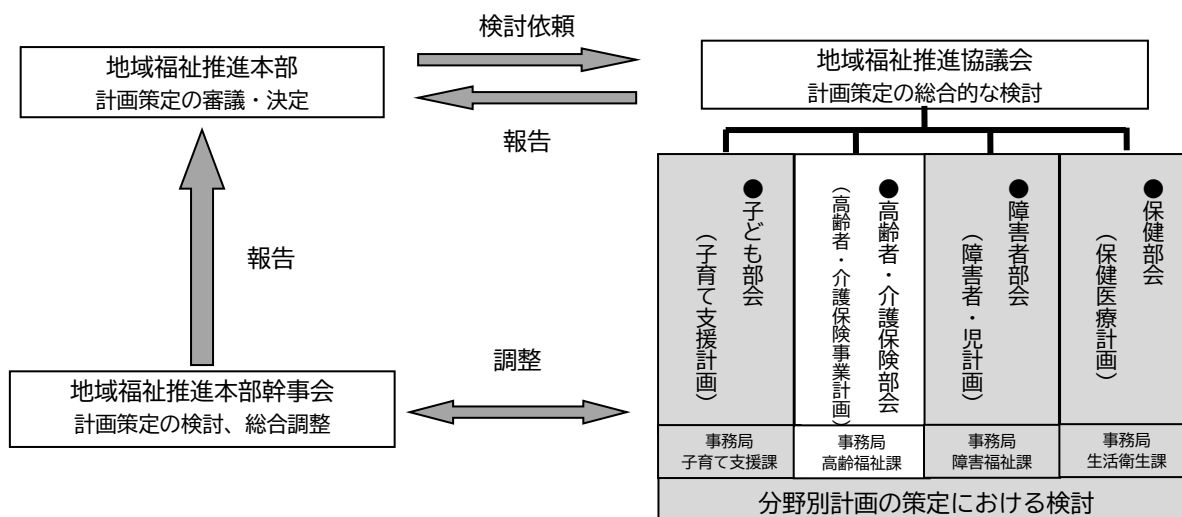


### 3 計画策定の検討体制

- 高齢者・介護保険事業計画を含む地域福祉保健計画の策定に当たっては、検討組織として文京区地域福祉推進協議会を設置し、内容の検討を行います。文京区地域福祉推進本部は、協議会の検討結果について報告を受けた上で、計画策定の決定を行います。
- 地域福祉推進協議会の下に設置した分野別検討部会の一つである高齢者・介護保険部会（文京区地域包括ケア推進委員会）において、高齢者・介護保険事業計画の策定段階から協議し、検討を行います。
- 高齢者・介護保険部会での検討内容については、地域福祉推進協議会に報告し、そこで総合的に協議・検討を行います。
- 計画の検討経過を、区報・ホームページ等により区民周知を行うとともに、説明会の開催、パブリックコメント等により広範な区民意見を聴取しながら、計画の策定を行います。

※文京区地域包括ケア推進委員会は、地域福祉推進分野の学識経験者、地域医療関係団体の代表者、介護支援専門員及び介護（予防）サービス事業者の代表者、地域の高齢者に関する団体等の代表者並びに公募区民で構成されています。

【図2】文京区地域福祉保健計画（高齢者・介護保険事業計画）の検討体制



## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とし、令和8年度に見直しを行います。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
「文の京」総合戦略 令和2年度～ 令和5年度	「文の京」総合戦略 令和6年度～令和9年度			
前期計画 令和3年度～ 令和5年度	文京区地域福祉保健計画 高齢者・介護保険事業計画 (第9期介護保険事業計画)			次期計画 令和9年度～ 令和11年度

## 5 計画の推進に向けて

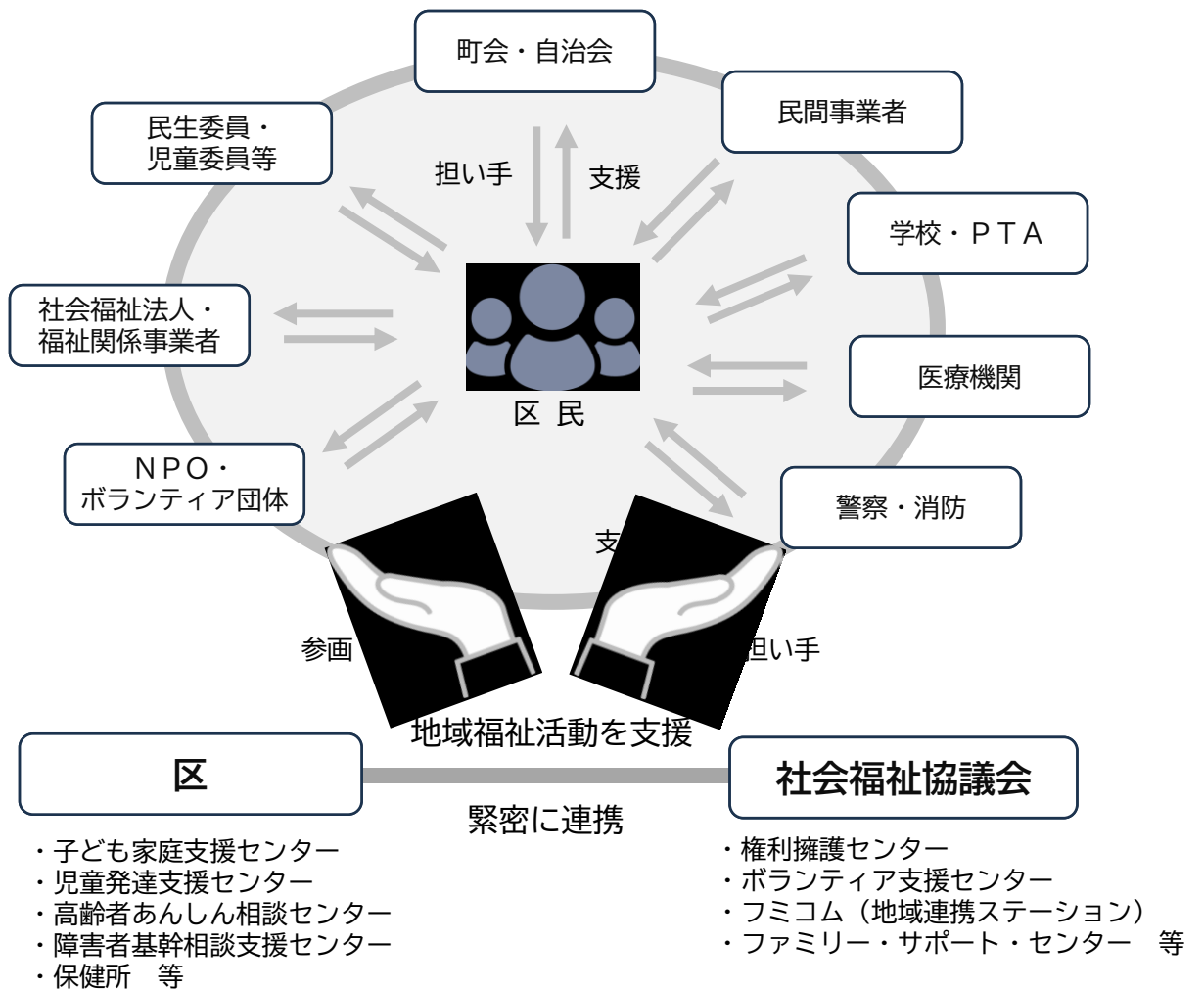
### 1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図3】主体間の連携を強化し、地域ぐるみの支え合いを推進



## 社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域団体による地域子育て支援拠点事業
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティア支援センター）
- 5 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 6 地域の皆さんの交流の場づくり（ふれあいいきいきサロン）
- 7 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 8 高齢者等への日常生活支援（いきいきサービス）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 子どもたちに対する食事提供の支援を含めた居場所づくりへの支援
- 11 相談支援包括化推進員の配置による重層的な支援体制づくりの推進
- 12 福祉サービス利用援助事業
- 13 成年後見制度利用支援
- 14 災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定しています。

地域住民をはじめ、地域福祉関係者・関係団体、社会福祉協議会など、様々な活動主体が協働して、本計画とも連携を図りながら、計画を推進しています。そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合えるまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。



## 2) 地域共生社会の実現に向けての方向性

区ではこれまで、地域共生社会<sup>1</sup>の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした“文京区における地域包括ケアシステム”の構築に取り組んできた。

あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、子どもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してきた。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じている。

このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになっている。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や社会保障制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を“文京区における地域包括ケアシステム”に取り入れ、多機関や多分野が連携した重層的なセーフティネットの構築を目指す。

また、重層的支援体制の3つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ家族全体の支援を行うことができる体制整備を進める。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040年問題<sup>2</sup>」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要がある。

引き続き、“文京区における地域包括ケアシステム”を推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって「我が事」として参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図る。

<sup>1</sup> **地域共生社会** 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

<sup>2</sup> **2040年問題** 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

### 3) 計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。

# 第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標等に基づき、高齢者及び介護保険事業計画に係る施策の取組を推進していきます。

## 1 基本理念

---

### ○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が活かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

### ○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

### ○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション<sup>3</sup>やソーシャルインクルージョン<sup>4</sup>の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ<sup>5</sup>を推進する地域社会の実現を目指します。

### ○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

### ○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

### ○男女平等参画の推進

---

<sup>3</sup> ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

<sup>4</sup> ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

<sup>5</sup> ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

## 2 基本目標

---

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

# 第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

## 1 文京区の地域特性

---

### 1) 地域環境

#### ①地理

本区は、東京 23 区のほぼ中心に位置しており、5つの台地と5つの低地により成り立っています。この台地と低地の間には、最大で 25m前後の高低差があり、名が付いた坂が 100 を超えるなど、起伏に富んだ地形となっています。また、面積は約 11.29km<sup>2</sup>、南北約 4.1km、東西約 6.1km、周囲は約 21km あり、東京 23 区中 20 番目に大きい広さとなっています。

#### ②地価水準

本区の令和5年における住宅地の平均公示地価は、東京 23 区中第 5 位であり、全国的に見ても高い地価水準となっています。

#### ③住宅

本区の住宅の状況は、幹線道路の沿道を中心に、中高層共同住宅（3階以上の共同住宅）の増加傾向が続いています。住宅総戸数に対する中高層共同住宅が占める割合は、平成 20 年は 68.9%でしたが、30 年には 74.9%となっています。

#### ④教育機関

本区では、20 の大学をはじめ、数多くの教育機関が区内各所に所在し、「文教の府」として知られるなど、教育環境に恵まれています。

#### ⑤医療機関

本区には、高度な医療を提供する急性期病院から、かかりつけ医・歯科医等の地域に根差した医療を提供する診療所や薬局まで、多様な規模・機能を持つ医療機関が所在しています。

## ⑥交通

本区には、近くにJR駅があり、地下鉄6路線が乗り入れ、21駅が設置されています。さらに、都営バスが15系統、コミュニティバス「B-ぐる」が3路線（千駄木・駒込ルート／目白台・小日向ルート／本郷・湯島ルート）運行しています。

## 2) 人口の状況

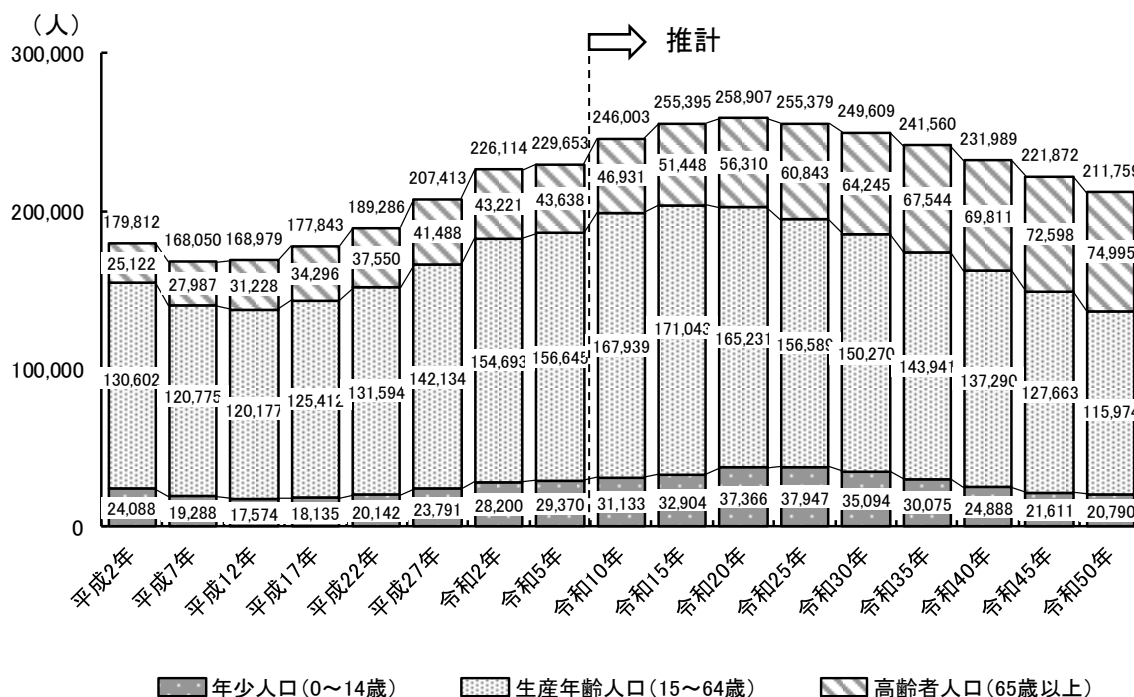
### ①人口の推移等

○本区の人口は、令和5年（2023年）1月1日現在で229,653人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和20年（2038年）以降、減少に転じると推計しています。

○高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和5年1月1日現在で43,638人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。

○生産年齢人口（15～64歳）は令和15年（2033年）以降、年少人口（0～14歳）は令和25年（2043年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図1】人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。

資料：【令和5年】住民基本台帳（1月1日現在）

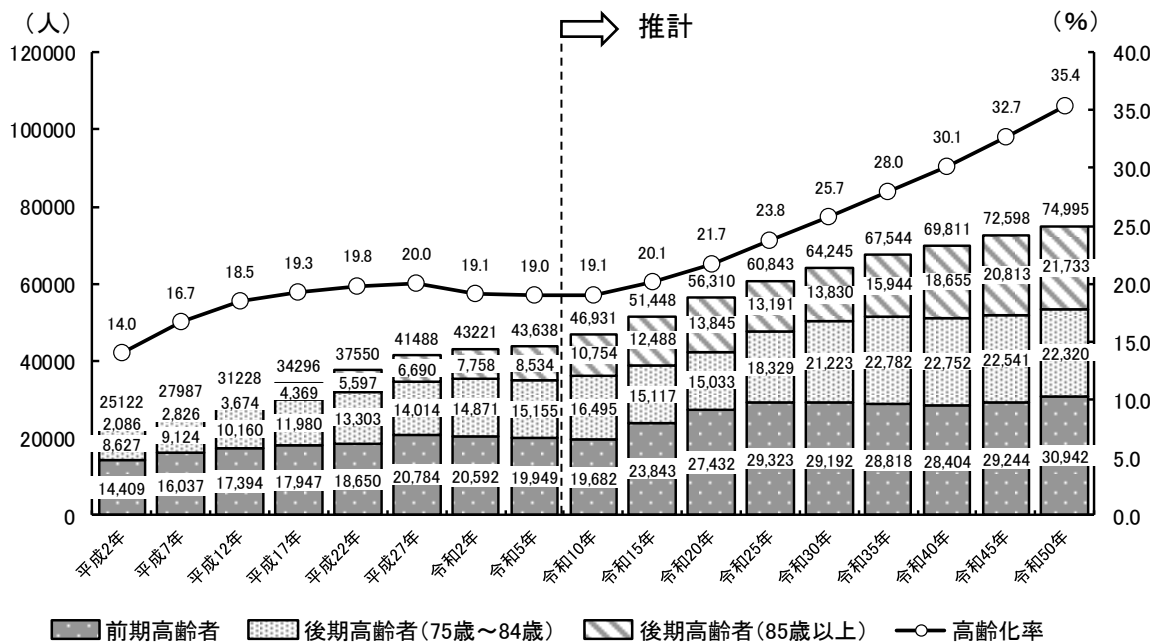
【令和10年以降】住民基本台帳人口を用いて直近の人口動態を踏まえるとともに、合計特殊出生率の回復を見込んだ、区独自の将来人口推計方法に基づき算出

## ②高齢者人口の推移

○本区の令和5年（2023年）1月1日現在における高齢化率は19.0%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。本区の人口が減り始める令和20年（2038年）以降は急速に高齢化率が高くなり、令和30年（2048年）には25.7%、区民の約4人に1人が、令和45年（2063年）には32.7%、区民の約3人に1人が高齢者となると推計しています。

○高齢者人口に占める前期高齢者（65歳から74歳まで）の割合は、令和25年（2043年）まで増加した後、減少傾向に転じ、令和45年（2063年）以降は再び増加する見込みです。一方、後期高齢者については、75～84歳は令和35年（2053年）から減少していきませんが、85歳以上は増加し続ける見込みです。

【図2】高齢者人口の推移と推計



	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	25,122人	27,987人	31,228人	34,296人	37,550人	41,488人
前期高齢者	14,409人	16,037人	17,394人	17,947人	18,650人	20,784人
後期高齢者	10,713人	11,950人	13,834人	16,349人	18,900人	20,704人

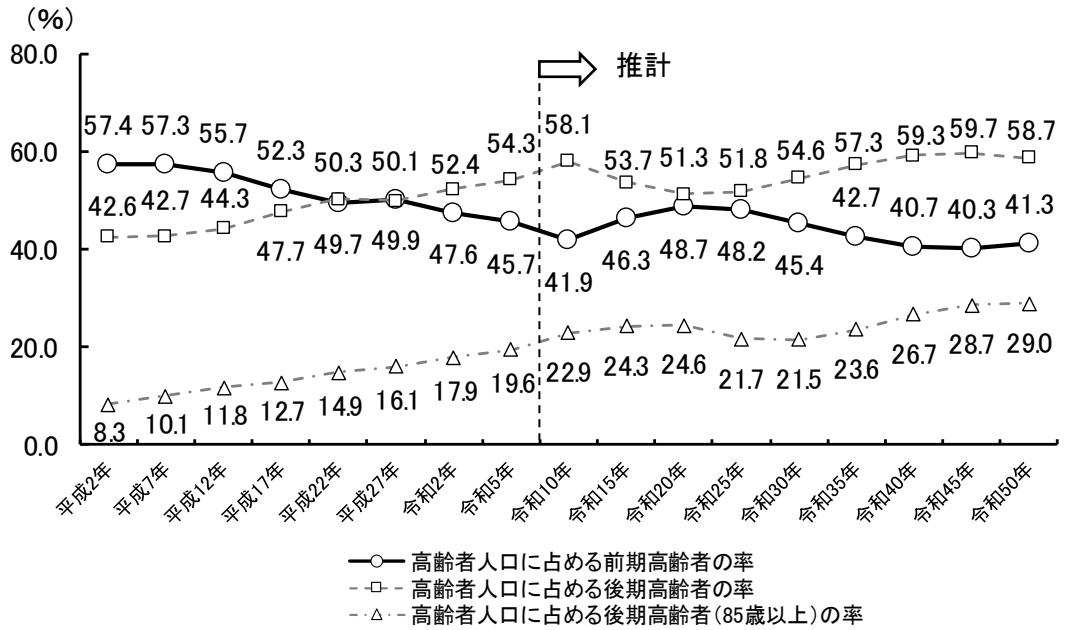
  

	令和2年	令和5年	令和10年	令和15年	令和20年	令和25年
総数	43,221人	43,638人	46,931人	51,448人	56,310人	60,843人
前期高齢者	20,592人	19,949人	19,682人	23,843人	27,432人	29,323人
後期高齢者	22,629人	23,689人	27,249人	27,605人	28,878人	31,520人

	令和30年	令和35年	令和40年	令和45年	令和50年
総数	64,245人	67,544人	69,811人	72,598人	74,995人
前期高齢者	29,192人	28,818人	28,404人	29,244人	30,942人
後期高齢者	35,053人	38,726人	41,407人	43,354人	44,053人

【図3】高齢者人口に占める前期（後期）高齢者の割合の推移と推計



※四捨五入により、合計が100.0%にならない場合があります。

	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 5年	令和 10年
前期高齢者	57.4%	57.3%	55.7%	52.3%	49.7%	50.1%	47.6%	45.7%	41.9%
後期高齢者	42.6%	42.7%	44.3%	47.7%	50.3%	49.9%	52.4%	54.3%	58.1%
うち 75~84 歳	34.3%	32.6%	32.5%	35.0%	35.4%	33.8%	34.5%	34.7%	35.2%
85 歳以上	8.3%	10.1%	11.8%	12.7%	14.9%	16.1%	17.9%	19.6%	22.9%

	令和 15年	令和 20年	令和 25年	令和 30年	令和 35年	令和 40年	令和 45年	令和 50年
前期高齢者	46.3%	48.7%	48.2%	45.4%	42.7%	40.7%	40.3%	41.3%
後期高齢者	53.7%	51.3%	51.8%	54.6%	57.3%	59.3%	59.7%	58.7%
うち 75~84 歳	29.4%	26.7%	30.1%	33.1%	33.7%	32.6%	31.0%	29.7%
85 歳以上	24.3%	24.6%	21.7%	21.5%	23.6%	26.7%	28.7%	29.0%



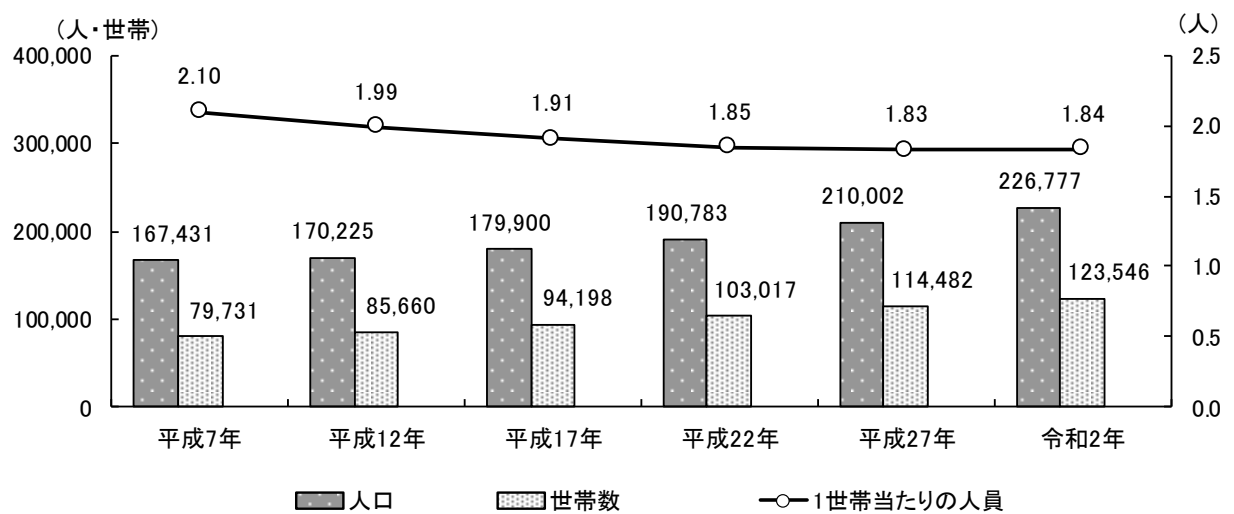
### 3) 世帯の状況

#### ①世帯の推移

○世帯数は、平成7年は79,731世帯でしたが、令和2年には123,546世帯と、1.5倍に増加しています。

○1世帯当たりの人数は、平成7年は2.1人でしたが、令和2年には1.8人となっており、年々減少傾向にあります。

【図4】人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



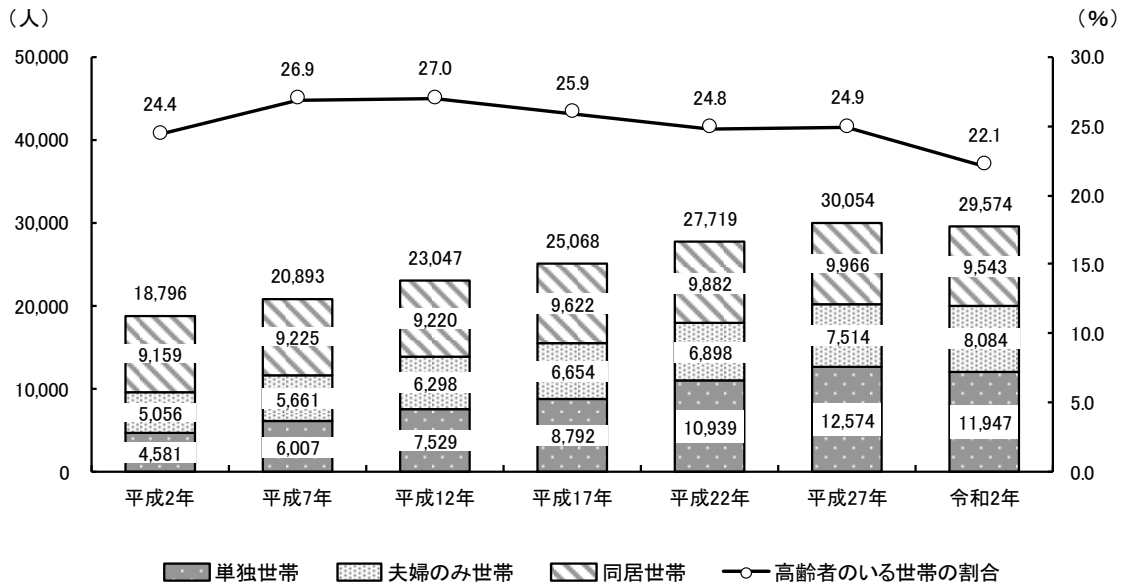
※(注)平成22年までは外国人を含まない。

※資料：住民基本台帳(平成7年～令和2年10月1日現在)、国勢調査(令和2年)

## ②高齢者のいる世帯の推移

- 高齢者のいる世帯数は、平成27年の約3万世帯をピークに、令和2年度では29,574世帯と減少しています。また、全世帯に対する割合は、減少傾向にあります。
- 高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は40.4%を占めています。

【図5】高齢者のいる世帯の推移



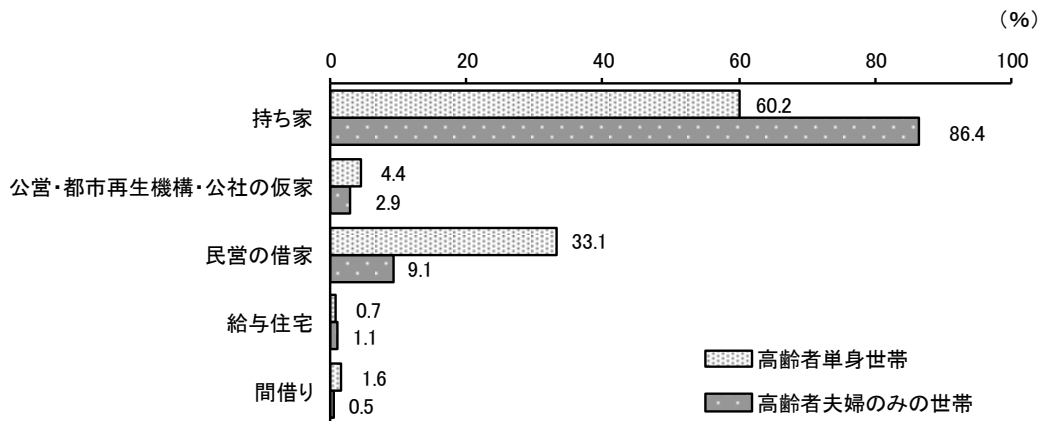
※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫又は妻が65歳以上の夫婦世帯。  
「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。  
資料：国勢調査（令和2年）

単身世帯の割合	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	24.4%	28.8%	32.7%	35.1%	39.5%	41.8%	40.4%

## 4) 高齢者の住まいの状況

○高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86.4%、高齢者単身世帯では60.2%が持ち家に居住しています。

【図6】 高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単身世帯の住まい



資料：国勢調査（令和2年）

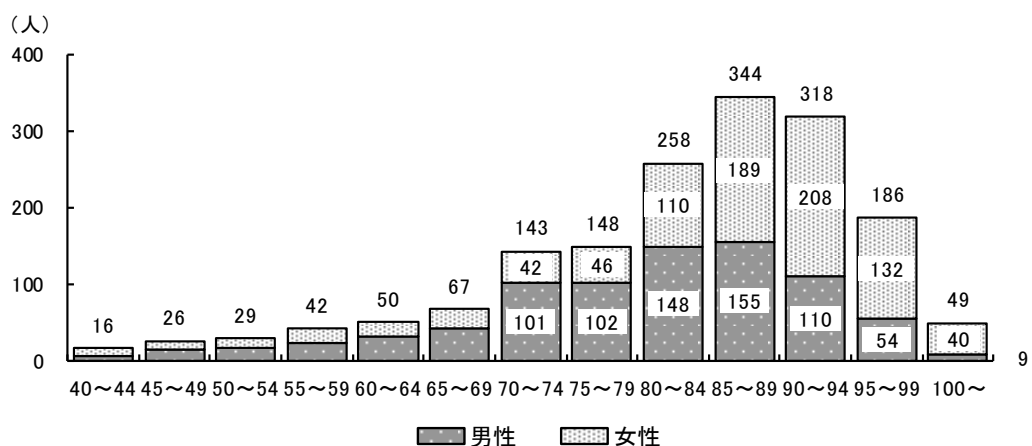
## 5) 死亡状況及び健康寿命

### ① 年齢別死亡数

○文京区の平均寿命は、「令和2年市町村別生命表の概況（厚生労働省）※」によると、男性82.9歳（全国54位）、女性88.3歳（全国158位）ですが、年齢別の死亡者数を見ると、死亡年齢のピークは男性が85～89歳、女性が90～94歳となっています。

※対象：1,887 市区町村

【図7】 5歳階級別の死亡の状況（令和3年度実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和4年版）

## ② 65歳健康寿命

○65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、男性は約18年、女性は約21年となっています。

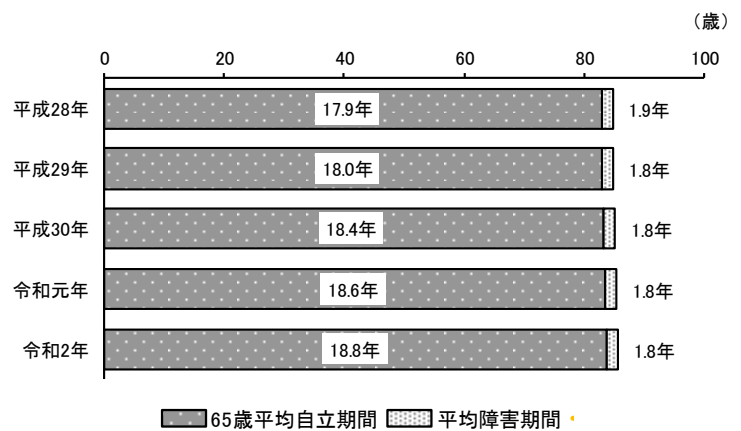
○寝たきり等の平均障害期間を比較すると、男性は約2年、女性は約4年となっています。

○男性は、女性と比較して平均自立期間の比率が高い傾向があります。

【図8】男女別健康寿命と自立期間

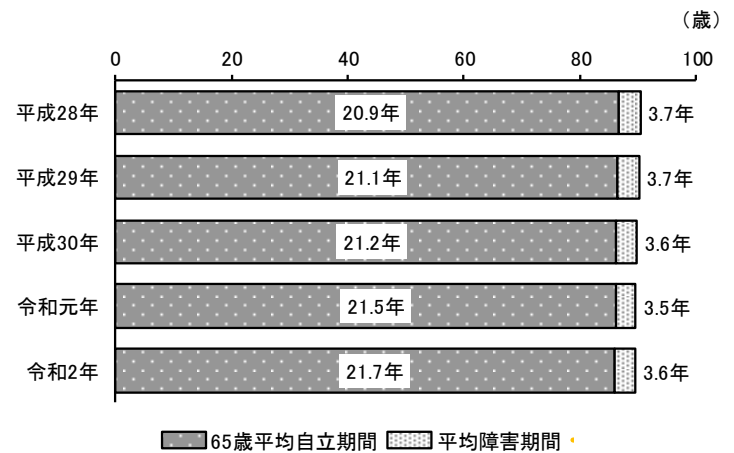
<男性>

年次	65歳健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成28年	82.9歳	90 : 10
平成29年	83.0歳	91 : 9
平成30年	83.4歳	91 : 9
令和元年	83.6歳	91 : 9
令和2年	83.8歳	91 : 9



<女性>

年次	65歳健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成28年	85.9歳	85 : 15
平成29年	86.1歳	85 : 15
平成30年	86.2歳	85 : 15
令和元年	86.5歳	86 : 14
令和2年	86.7歳	86 : 14



※65歳健康寿命(歳) = 65歳 + 65歳平均自立期間(年)

※グラフは65歳の方が要介護認定(要介護2)を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したものです。

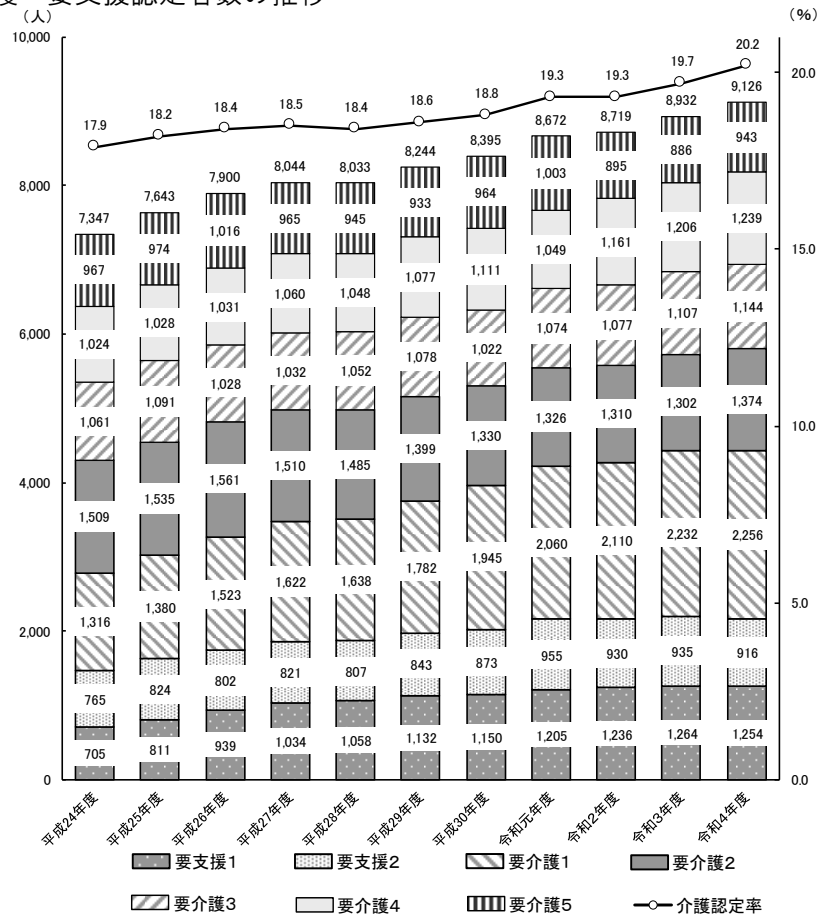
資料：ぶんきょうの保健衛生(令和4年版)

## 6) 要介護・要支援認定者の状況

### ①介護度別要介護・要支援者認定数の推移

- 令和4年度の要介護・要支援認定者数は、9,126人となっています。平成24年度と比較すると、1,779人、24.2%の増となっています。
- 要介護・要支援認定率は上昇傾向にあり、令和4年度は20.2%となっています。平成24年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。
- 平成24年度と比較して令和4年度の要介護・要支援認定者数は1.2倍となっており、このうち、要支援1、要介護1が高くなっています。また、要介護3以上の重度では1.1倍ですが、要介護2以下は1.4倍となっており、差が生じています。
- このため、介護認定者数の構成割合別に見ると、要介護3以上の重度の割合は平成24年度で41.5%、令和4年度で36.4%となっており、減少しています。

【図9】要介護・要支援認定者数の推移



※棒グラフ上の数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。

各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。

ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみで算出。

資料：文京の介護保険

【図10】要介護認定率の推移

	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
文京区	17.5%	17.9%	18.2%	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%	19.3%	19.7%
都	17.0%	17.7%	17.7%	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.6%	19.9%
国	17.3%	17.6%	17.8%	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.7%	18.5%	18.7%	18.9%

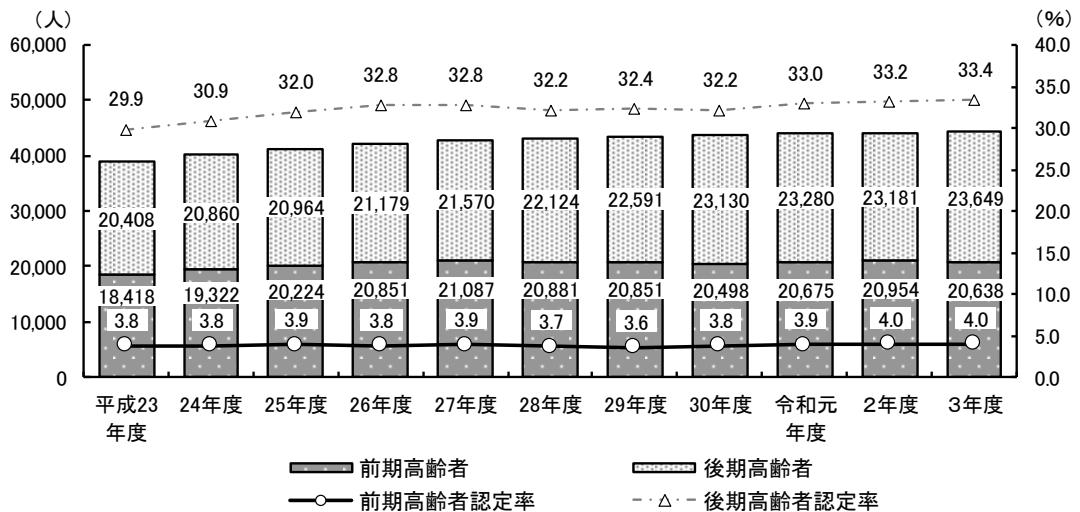
資料：文京の介護保険（令和4年版）、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉保健局月報（各年3月末現在）

## ②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

○第1号被保険者のうち、前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和3年度は4.0%となっています。

○後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、平成25年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度から上昇傾向にあります。

【図11】前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移



※ 各年度末の数値

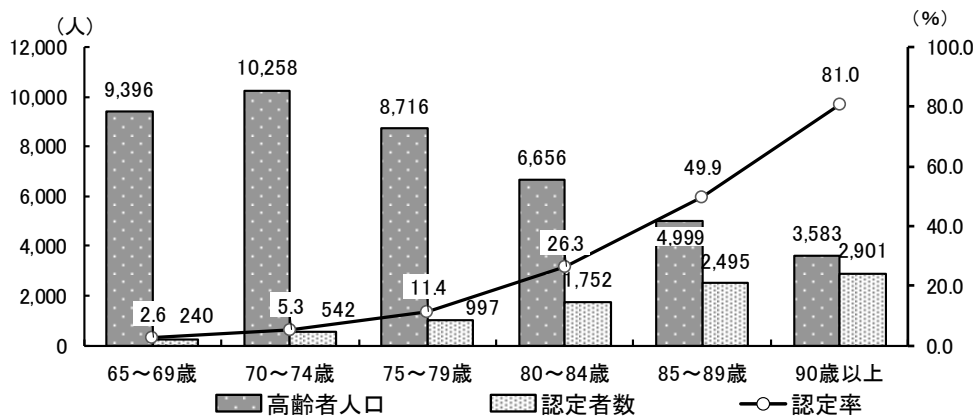
資料：文京の介護保険（令和4年版）

## ③年齢別認定者数・認定率

○年齢別に要介護・要支援認定を受けた方の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.3%以下に留まっています。

○後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.3%、85～89歳が49.9%、90歳以降になると81.0%になっており、年齢が上がるに連れて認定率が大幅に上昇しています。

【図12】高齢者人口に占める認定者数・認定率



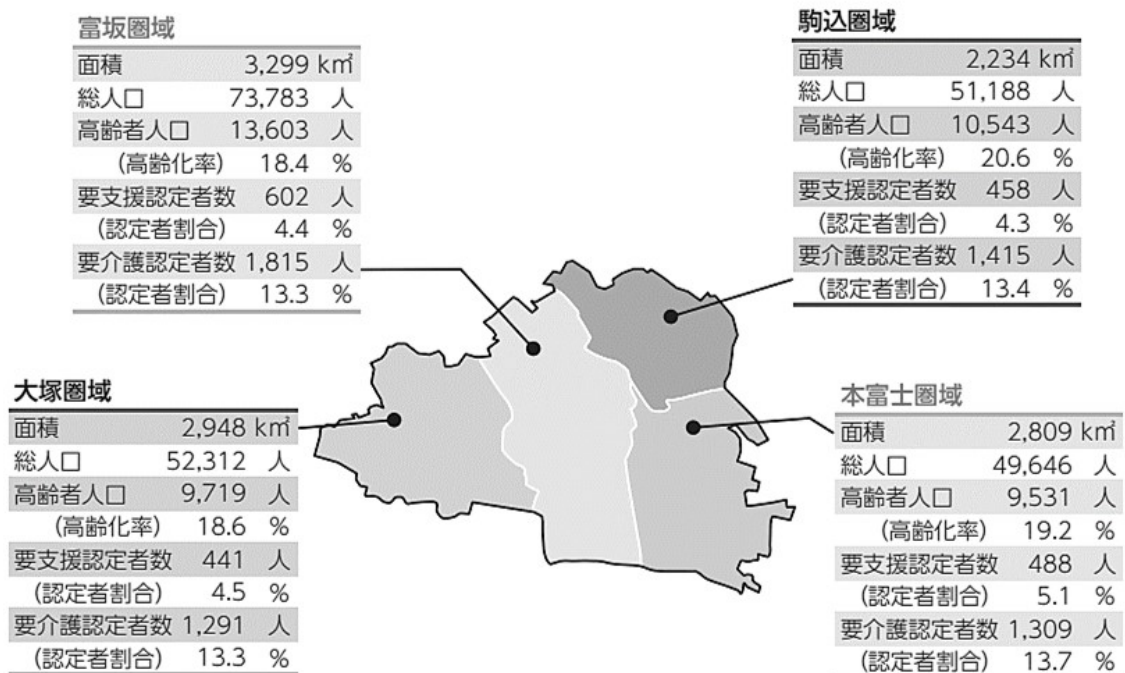
※ 高齢者人口は令和5年4月1日現在、認定者数は令和5年3月31日現在の数値。

資料：住民基本台帳、東京都介護保険事業状況報告（令和5年3月月報）

#### ④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を図るなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者との関わりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では、本富士圏域と駒込圏域がやや高くなっています。
- 要介護認定者数の割合では駒込圏域、要支援認定者数の割合では本富士圏域が他の圏域に比べ高くなっています。

【図 13】日常生活圏域と高齢者等の状況



※ データは令和2年9月1日現在。

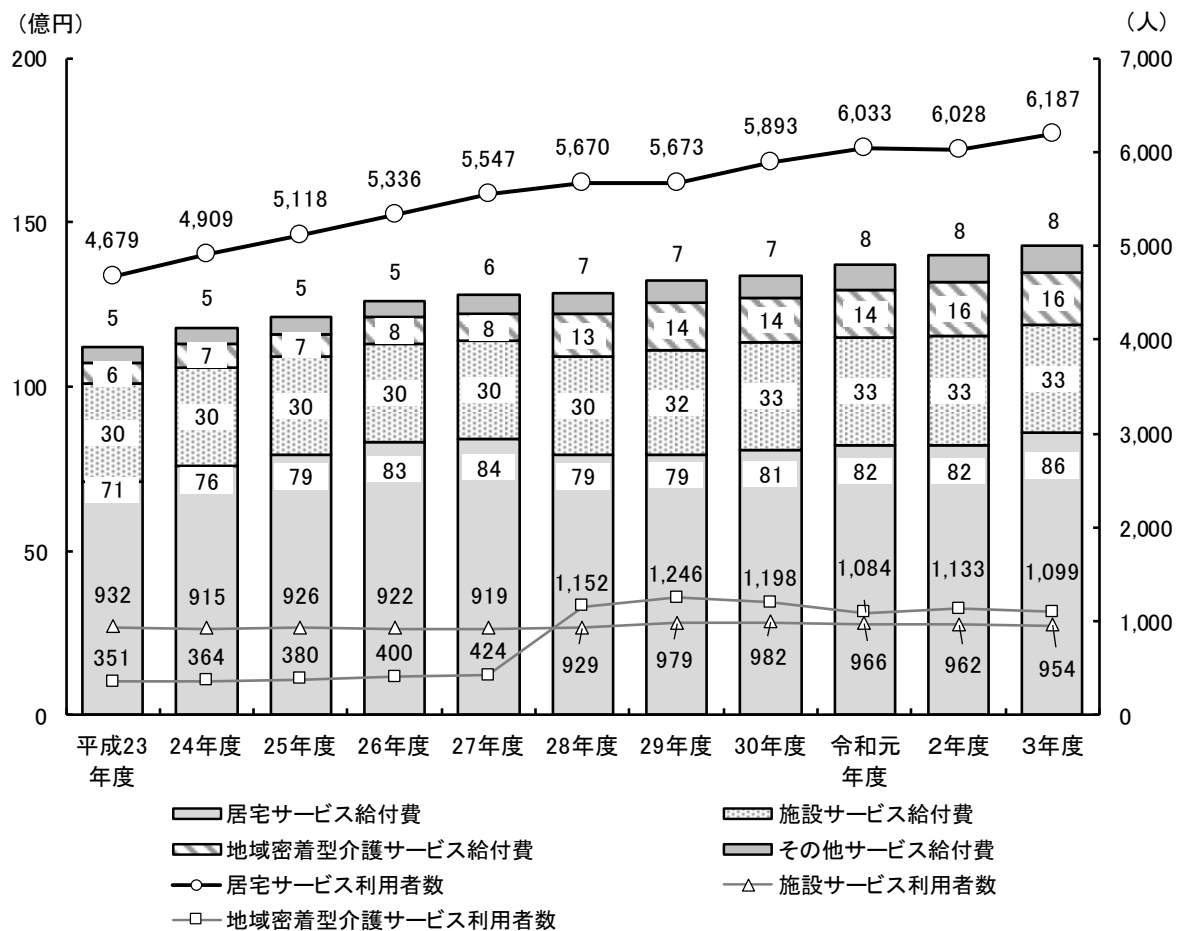
※ 要介護・要支援認定者数は、住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。

## 7) 介護給付費と利用者数の推移

○介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成23年度の112億円から令和3年度は143億円と約1.3倍に増加しており、特に、居宅サービス給付費の割合が高くなっています。

○地域密着型介護サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に横ばいで推移しています。

【図14】介護給付費と利用者数の推移



※ データは、平成23年度から令和3年度までの実績。

資料：文京の介護保険（令和4年版）



## 8) 保険料の推移

○第1号被保険者の基準保険料は、第8期は6,020円であり、第1期の2,983円の約2倍になっています。

【図15】介護保険基準保険料の推移

介護保険事業計画期間	第1期 平成12～14年度	第2期 平成15～17年度	第3期 平成18～20年度	第4期 平成21～23年度	第5期 平成24～26年度	第6期 平成27～29年度	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度
介護保険基準保険料	2,983円	3,317円	4,632円	4,381円	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円

資料：文京の介護保険（令和4年版）

## 9) 介護サービス事業者の状況

○令和4年における区内の介護サービス事業者数は、概ね同程度で推移しています。

【図16】区内の介護サービス事業者数

サービス名	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅介護支援／介護予防支援	53	4	49	4	49	4	47	4	46	4
居宅サービス	訪問介護	38	35	37	35	33	38	35	37	33
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	22	21	22	22	26	26	26	26	26
	訪問リハビリテーション	5	5	5	5	5	5	5	5	4
	通所介護	14	16	16	18	18	14	16	16	18
	通所リハビリテーション	5	4	5	4	5	4	5	4	5
	短期入所生活介護	6	6	6	6	8	8	9	8	10
	短期入所療養介護	4	4	3	2	3	3	3	3	3
	特定施設入居者生活介護	8	7	8	8	12	12	12	11	12
	福祉用具貸与	9	9	8	8	7	7	5	5	5
	特定福祉用具販売	10	10	9	9	8	8	7	7	7
小計	122	67	118	65	128	74	126	70	124	72
施設サービス	介護老人福祉施設	5	5	6	6	6	5	6	6	
	介護老人保健施設	3	3	3	3	3	3	3	3	
	介護療養型医療施設	1	1	0	0	0	0	0	0	
	小計	9	9	9	9	9	9	9	9	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1	1	1	1	1	1	1	1	
	認知症対応型通所介護	8	8	6	6	7	6	7	6	
	小規模多機能型居宅介護	3	2	4	3	5	4	5	4	
	看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	1	1	1	1	1	
	認知症対応型共同生活介護	7	6	8	7	9	8	9	8	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1	1	1	1	1	1	
	地域密着型通所介護	23	21	18	16	15	23	21	18	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	1	2	3	3	1	1	1	
小計	45	16	43	16	44	18	43	18	42	18
合計	176	83	170	81	181	92	178	88	175	90

資料：文京の介護保険（令和4年版）

## 10) 認知症について

### ①認知症高齢者の状況

○要介護・要支援認定者（新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取り扱いのために主治医意見書の提出のなかった「その他」を除く。）のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、令和5年4月現在 4,377 人で、全体の約 60.7%を占めています。

【図 17】 認知症高齢者の日常生活自立度

単位：人

	認知症高齢者の日常生活自立度									その他	合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計		
令和3年4月	1,880	1,628	978	1,494	1,480	444	751	115	5,262	93	8,863
令和4年4月	1,687	1,410	859	1,301	1,261	414	636	99	4,570	1,444	9,111
令和5年4月	1,458	1,375	896	1,235	1,139	400	600	107	4,377	2,062	9,272

【図 18】 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

### ②認知症サポート医等の状況

○区内の認知症サポート医<sup>6</sup>は令和5年4月現在 47 人となっています。

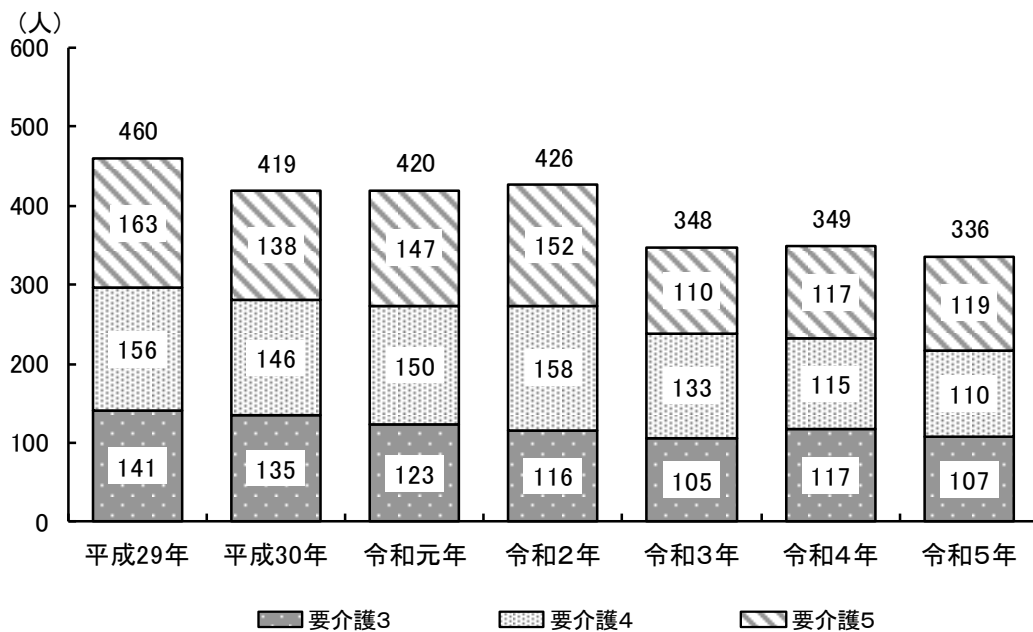
<sup>6</sup> 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

## 11) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

○特別養護老人ホームへの入所希望者数は、平成30年以降、約420人前後で推移していましたが、令和2年度に2施設が開設したことにより、令和3年以降は減少しています。

○令和5年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護3が31.8%、要介護4が32.7%、要介護5が35.4%となっています。

【図19】特別養護老人ホーム入所希望者の推移



※各年度4月1日現在

※ 介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。

※ 本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い方から優先入所する制度を導入している。

## 2 高齢者等実態調査から見た 高齢者を取り巻く現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和4年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

### 令和4年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和4年9月28日（水）～10月21日（金）					
調査対象者	第1号被保険者	50歳以上	要介護認定者		介護サービス事業者	介護事業従事者
	要介護1～5以外の65歳以上の介護保険被保険者	要介護・要支援認定を受けていない50～64歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	在宅の要介護認定者（要介護4・5）及びその家族 ※要介護（郵送）と重複しない	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者
有効回収数	2,100件	1,601件	1,807件	137件	107件	470件
略称	第1号・要支援	50歳以上	要介護（郵送）	要介護（聞き取り）	事業者	従事者

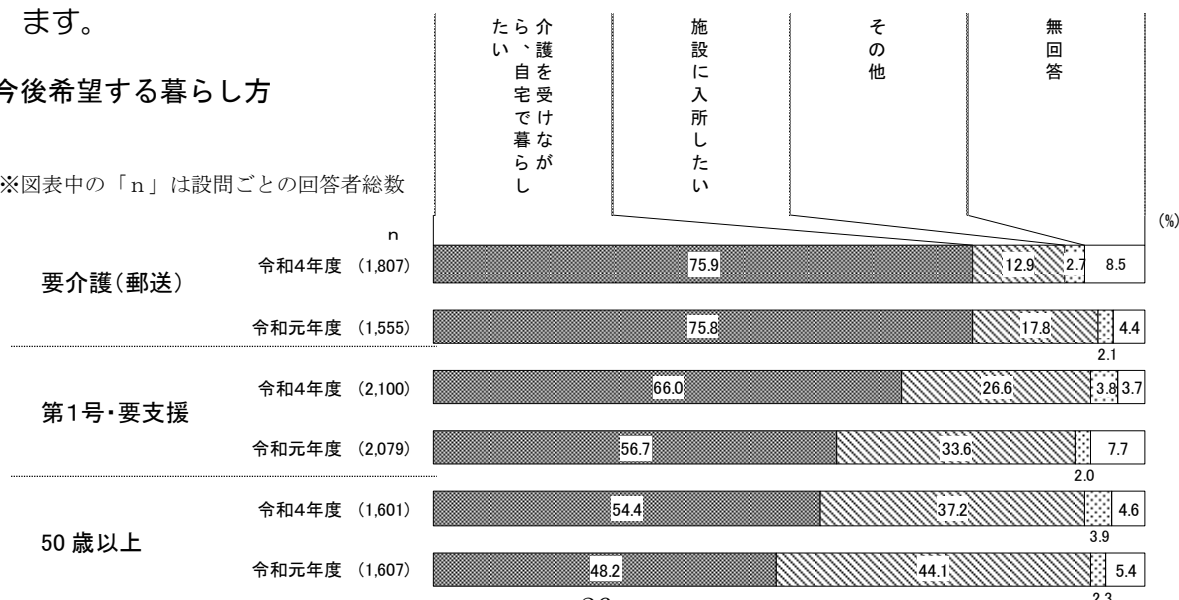
### 1) 今後希望する暮らし方等について

#### ① 今後希望する暮らし方

○「介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が最も高く、〈要介護（郵送）〉が75.9%、〈第1号・要支援〉が66.0%、〈50歳以上〉が54.4%となっており、前回調査より増えています。

#### 今後希望する暮らし方

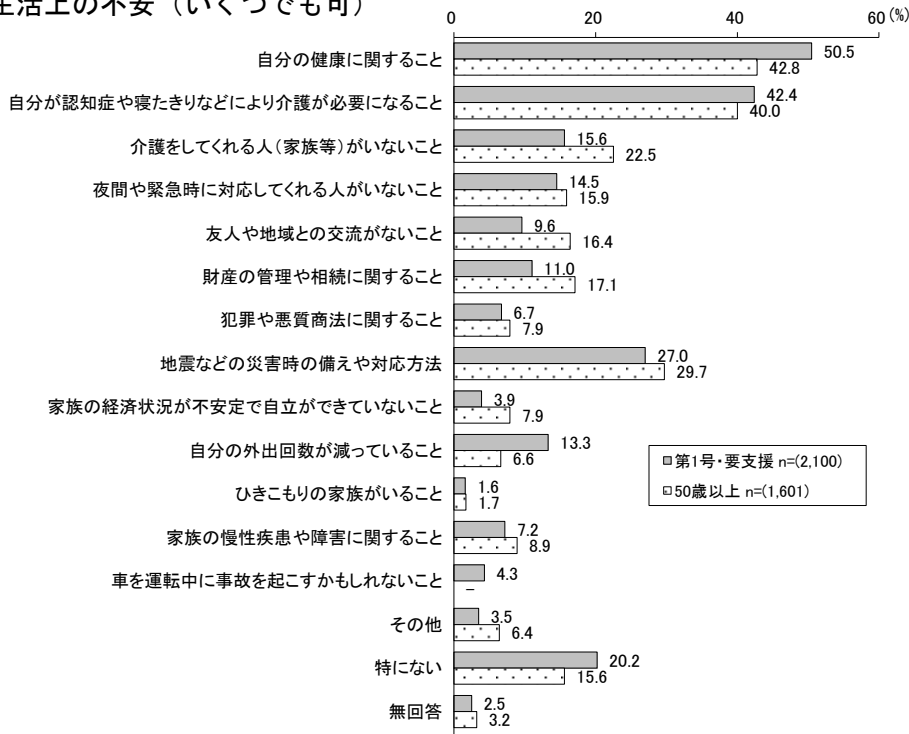
※図表中の「n」は設問ごとの回答者総数



## ②現在の生活での不安

○現在の生活で不安に感じていることとして〈第1号・要支援〉、〈50歳以上〉ともに「自分の健康に関すること」が最も割合が高く、その他「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」、「地震などの災害時の備えや対応方法」の順に高くなっています。

現在の生活上の不安（いくつでも可）



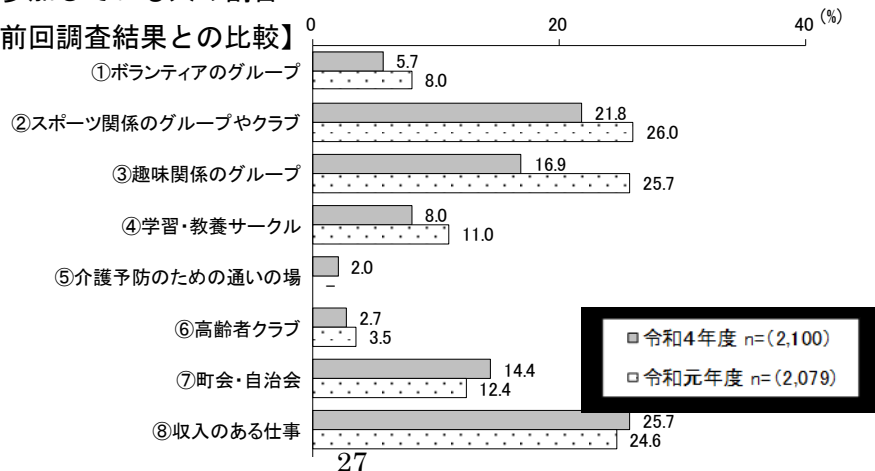
## ③地域とのつながり・地域活動

○参加している活動について、〈第1号・要支援〉では、「⑧収入のある仕事」のほか、「②スポーツ関係のグループやクラブ」、「③趣味関係のグループ」、「⑦町会・自治会」など地域との接点がある活動への参加が見られます。前回と比べるとスポーツや趣味の活動は減っている一方、町会・自治会、収入のある仕事では増加が見られます。

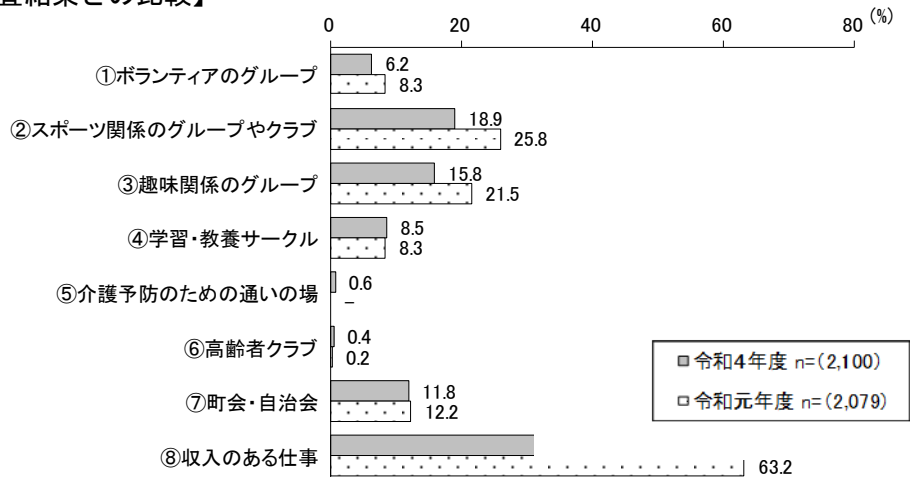
〈50歳以上〉では、「⑧収入のある仕事」が半数以上で、地域との接点がある活動については、ほとんどの項目で前回調査よりも割合が減っています。

会・グループ等への参加している人の割合

【第1号・要支援／前回調査結果との比較】



【50歳以上／前回調査結果との比較】

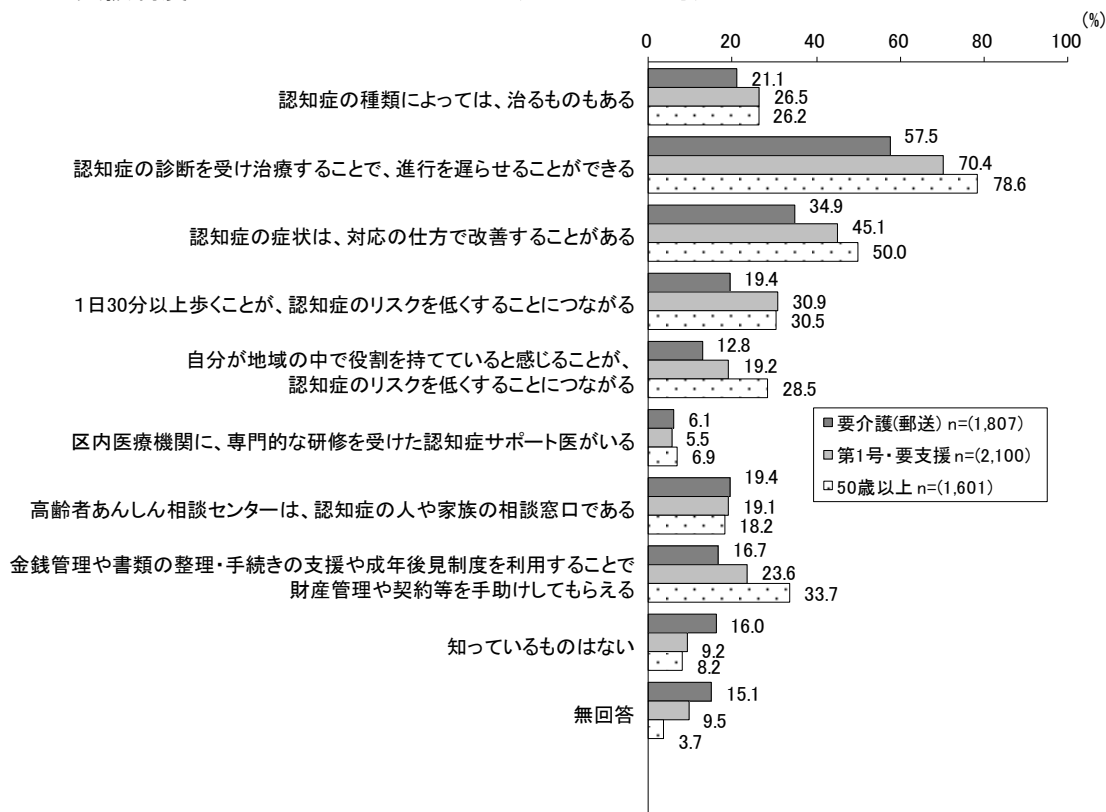


※〈⑤介護予防のための通いの場〉は、令和元年度調査にはない設問です。

④認知症について

○認知症のケアや支援制度について知っていることは、いずれの対象者においても、「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も高く、続いて、「認知症の症状は、対応の仕方改善することがある」となっています。

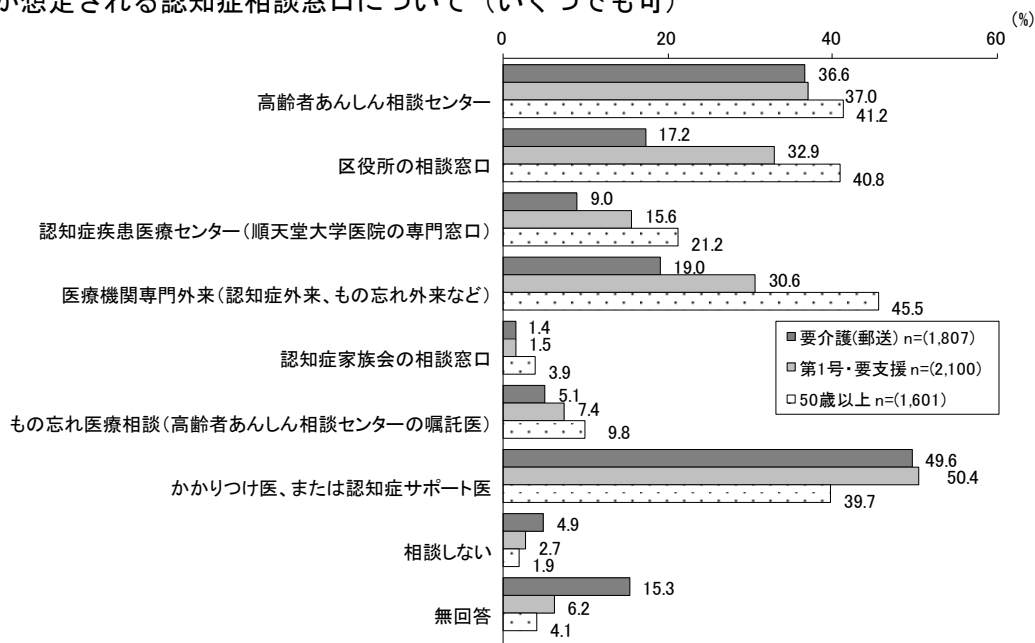
認知症のケアや支援制度について知っていること（いくつでも可）



○認知症に関する相談で利用すると思う具体的な窓口では、〈要介護（郵送）〉、〈第1号・要支援〉では、「かかりつけ医、または認知症サポート医」、続いて、「高齢者あんしん相談センター」が多くなっています。

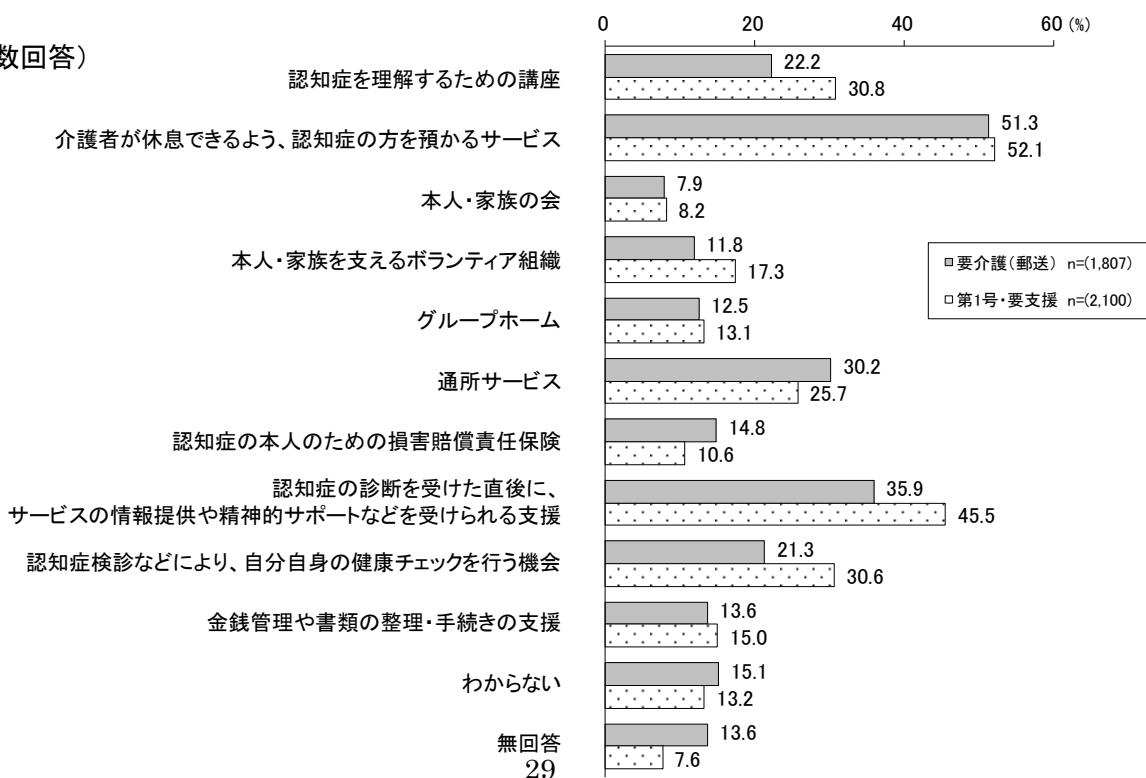
一方、〈50歳以上〉では「医療機関専門外来（認知症外来、もの忘れ外来など）」45.5%を筆頭に、「高齢者あんしん相談センター」、「区役所の相談窓口」、「かかりつけ医、または認知症サポート医」も4割前後と、意向が多岐にわたっています。

利用が想定される認知症相談窓口について（いくつでも可）



○認知症に対する本人や家族への支援については、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」が最も高く、続いて、「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」となっています。

(複数回答)



## 〔主な課題等〕

- ・ 高齢者の単独世帯が増える中、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者を見守る体制を強化すること
- ・ 地域活動に参加するためのきっかけづくりや高齢者の生きがいづくり、地域活動団体へつなぐための支援をすること
- ・ 興味のある分野でボランティア活動等ができるよう、様々な活動の場を支援するとともに、その周知啓発を行うこと
- ・ 認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制を構築すること
- ・ 認知症になっても生きがいを持って、地域で主体的に暮らせることができるよう、地域の理解や協力を得ること

## 2) 区に力を入れてほしい高齢者施策・介護保険事業等について

### ① 今後区に力を入れてほしいこと

○過去の調査（平成 28 年度、令和元年度）では、今後区に力を入れてほしいこととして、「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が最も高くなっていましたが、令和4年度の調査では、「在宅医療・介護」がいずれの対象者でも高くなっており、特に〈要介護（郵送）〉、〈第1号・要支援〉では、施設サービスから在宅サービスへとニーズが変化していることがうかがえます。

今後区に力を入れてほしいこと要介護（郵送）

項目	第1位	第2位	第3位
令和4年度	在宅医療・介護	認知症高齢者に対する支援	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	介護保険やサービスの情報提供	認知症高齢者に対する支援
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	健康管理、介護予防	認知症高齢者に対する支援

今後区に力を入れてほしいこと第1号・要支援

項目	第1位	第2位	第3位
令和4年度	健康管理、介護予防	在宅医療・介護	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	健康管理、介護予防	介護保険やサービスの情報提供
	健康管理、介護予防		
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	健康管理、介護予防	介護保険やサービスの情報提供



今後区に力を入れてほしいこと 50 歳以上

項目	第1位	第2位	第3位
令和4年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	在宅医療・介護	認知症高齢者に対する支援
令和元年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	認知症高齢者に対する支援	健康管理、介護予防
平成28年度	特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実	認知症高齢者に対する支援	介護保険やサービスの情報提供

②高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度

○高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）について、「知っている」と回答した割合（知らない、聞いたことがない、無回答を除いた割合）は、〈要介護（郵送）〉が79.8%、〈第1号・要支援〉が68.0%、〈50歳以上〉が47.5%となっています。

前回（令和元年度）調査結果と比較すると、〈要介護（郵送）〉では、「相談や連絡をしたことがある」が増加し、「名前を聞いたことがある」が減少しました。〈第1号・要支援〉では、「どこにあるのか知っている」が増加し、「知らない、聞いたことがない」が減少しました。〈50歳以上〉では、「名前を聞いたことがある」が増加し、「センターの役割を知っている」が減少しました。

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の認知度

【要介護（郵送）／前回調査結果との比較】（複数回答）

項目	令和元年度 n=1,555	令和4年度 n=1,807	増減 (ポイント)
名前を聞いたことがある	42.9	38.6	△4.3
どこにあるのか知っている	40.5	36.3	△4.2
センターの役割を知っている	25.3	21.3	△4.0
相談や連絡をしたことがある	39.2	41.0	1.8
知らない、聞いたことがない	18.0	15.7	△2.3
無回答	3.2	4.5	1.3

【第1号・要支援／前回調査結果との比較】（複数回答）

項目	令和元年度 n=2,079	令和4年度 n=2,100	増減 (ポイント)
名前を聞いたことがある	43.6	45.5	1.9
どこにあるのか知っている	25.8	28.3	2.5
センターの役割を知っている	18.4	17.0	△1.4
相談や連絡をしたことがある	14.7	14.6	△0.1
知らない、聞いたことがない	30.4	27.4	△3.0
無回答	4.8	4.6	△0.2

【50歳以上／前回調査結果との比較】（複数回答）

項目	令和元年度 n=1,607	令和4年度 n=1,601	増減 (ポイント)
名前を聞いたことがある	30.1	32.1	2.0
どこにあるのか知っている	14.1	12.7	△1.4
センターの役割を知っている	13.4	10.9	△2.5
相談や連絡をしたことがある	11.6	9.6	△2.0
知らない、聞いたことがない	51.8	50.3	△1.5
無回答	3.1	2.2	△0.9

〔主な課題等〕

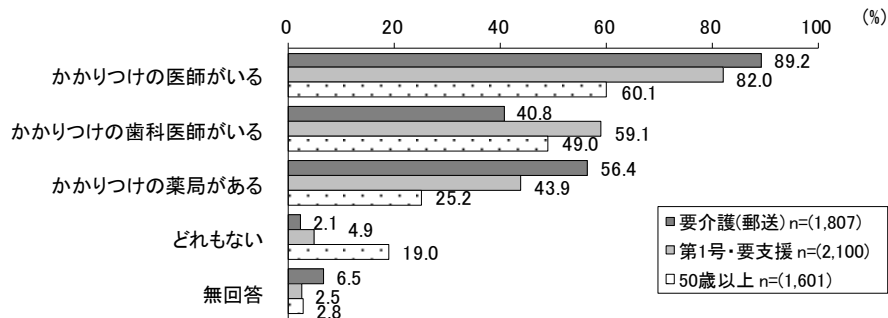
- ・在宅医療の充実など高齢者のニーズの変化をとらえた医療・介護サービスを充実させること
- ・介護を家族や親族だけで抱え込むことなく、高齢期を安心して過ごせるように、50歳以上の現役世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めること

### 3) 医療について

#### ① かかりつけ医・歯科医・薬局の有無

○いずれの対象者でも、「かかりつけの医師がいる」が最も高く、〈要介護（郵送）〉が約9割、〈第1号・要支援〉が約8割となっています。

かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（いくつでも可）



○〈第1号・要支援〉が、在宅医療を認知したきっかけは、その他を除くと「医療機関からの紹介」、「退院までの準備ガイドブック」などの区の出版物の順になっています。

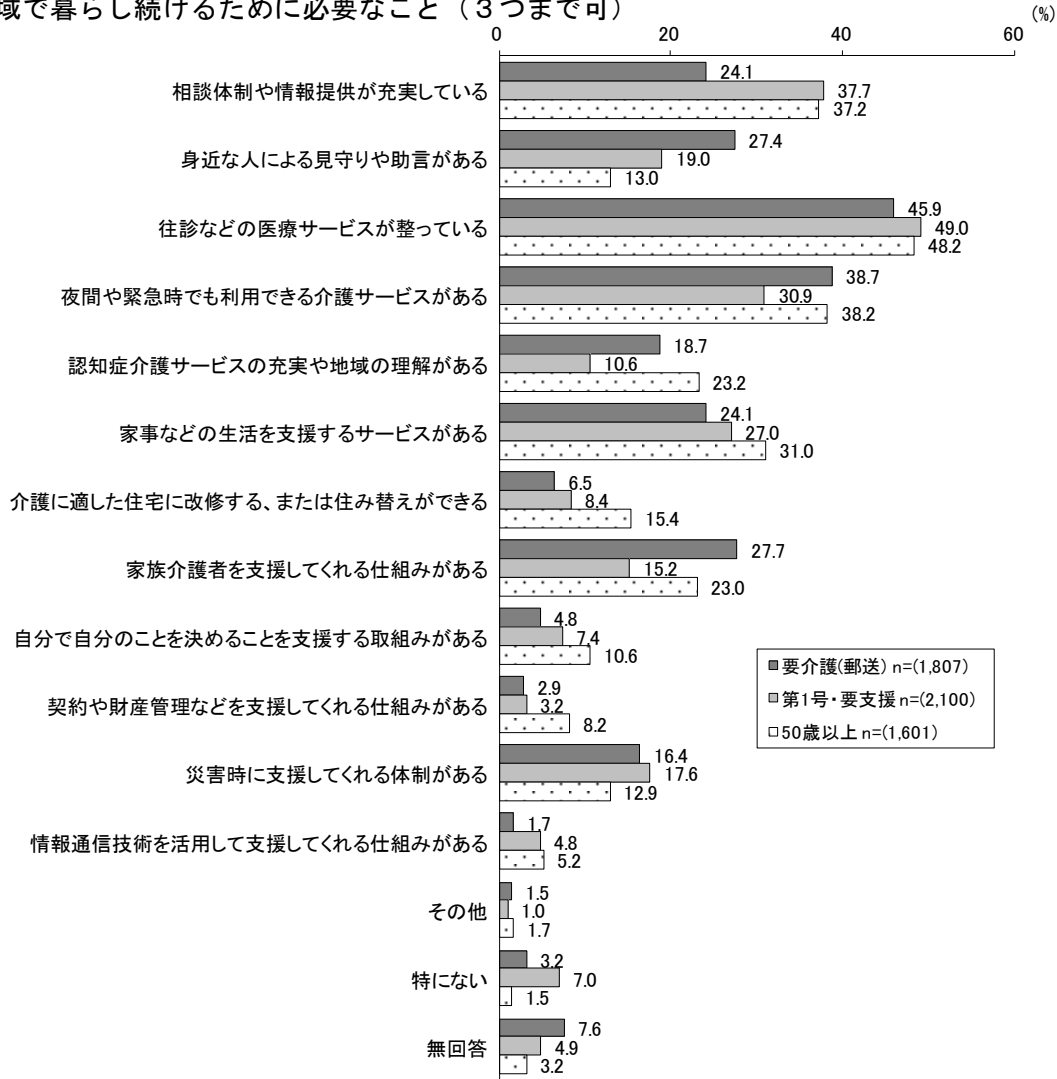
在宅医療認知の経緯（複数回答）

項目	第1号・要支援 (n=2,100)
医療機関からの紹介	10.6%
介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介	5.2%
医師会に設置している在宅療養相談窓口への相談	1.0%
高齢者あんしん相談センターへの相談	4.4%
「退院までの準備ガイドブック」など区の出版物	8.4%
その他	10.3%
知らない	51.0%
無回答	15.2%

## ②介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと

○いずれの調査対象者でも、「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

地域で暮らし続けるために必要なこと（3つまで可）

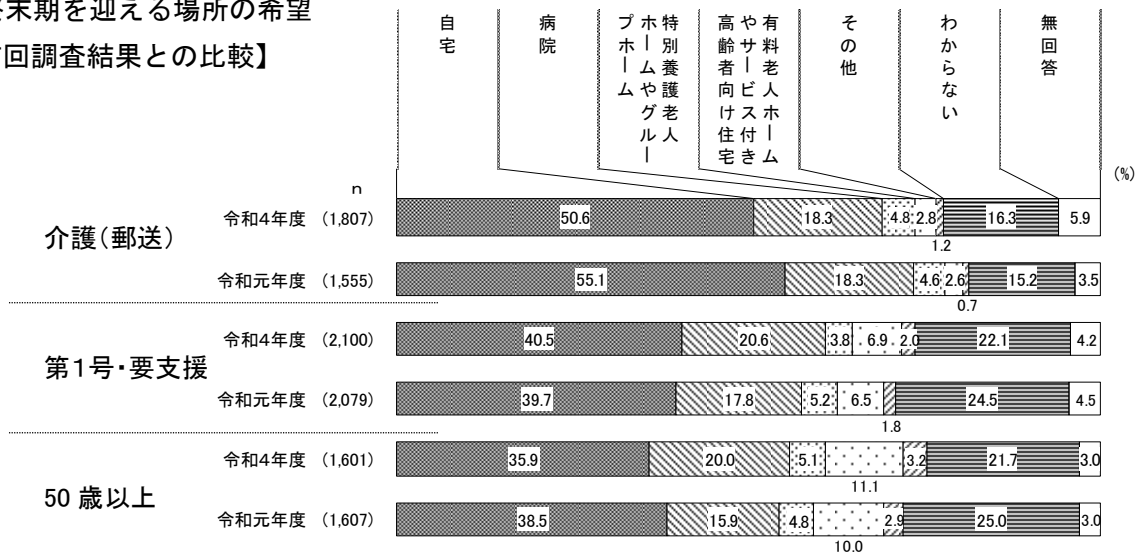


### ③終末期を迎えたい場所

○いずれの対象者でも「自宅」が多く、続いて、「病院」となっています。

終末期を迎える場所の希望

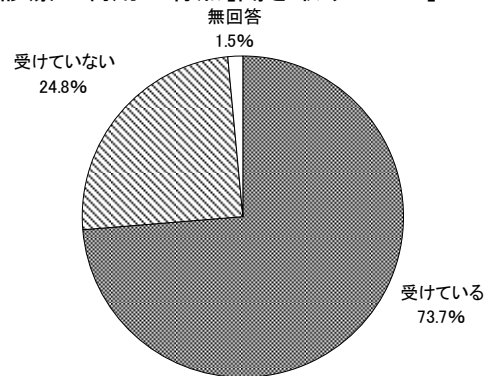
【前回調査結果との比較】



### ④訪問診療

○<要支援(聞き取り)>では、「訪問診療を受けていない」割合が24.8%となっています。

訪問診療の利用の有無[聞き取り n=137]



○一方、1年間に訪問による治療(往診)を「受けていない」割合は、<要介護(郵送)>48.5%、<第1号・要支援>83.0%となっています。

1年間に受けた訪問診療(往診)科目  
(複数回答、無回答を除く上位5位のみ)

	要介護(郵送) (n=1,807)		第1号・要支援 (n=2,100)	
第1位	受けていない	48.5%	受けていない	83.0%
第2位	内科	28.3%	内科	5.8%
第3位	歯科	13.0%	歯科	4.5%
第4位	整形外科	5.3%	整形外科	2.4%
第5位	循環器科	4.5%	皮膚科	1.8%

## ⑤医療連携の取組

○＜事業者＞で医療連携に取り組んでいるのは、85.1%となっています。連携内容としては、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打ち合わせ」が最も多く、「主治医や病院の地域連携室との連携」、「関係者間で情報を共有するシステムの活用」と続いています。

医療連携取組（複数回答）

項目	事業所 (n=107)
①取り組んでいる	85.1%
入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打ち合わせ	71.0%
主治医や病院の地域連携室との連携	60.7%
事例検討会の実施	17.8%
個別ケース会議の実施	28.0%
各職種の専門性の相互理解のための研修会	18.7%
関係者間で情報を共有するシステムの活用	30.8%
多職種をコーディネートする人材育成	4.7%
その他	1.9%
②特にない	6.5%
③無回答	8.4%

### 〔主な課題等〕

- ・ 50歳以上の現役世代から、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及促進を図ること
- ・ 今後の在宅療養生活の増加を見据え、看取りまでを含む在宅医療体制を構築すること
- ・ 介護サービス事業者と医療機関等、多職種間の情報共有、切れ目のない連携体制を構築すること
- ・ 高齢者の健康促進、介護予防の窓口役・相談役としての医療機関を連携強化すること

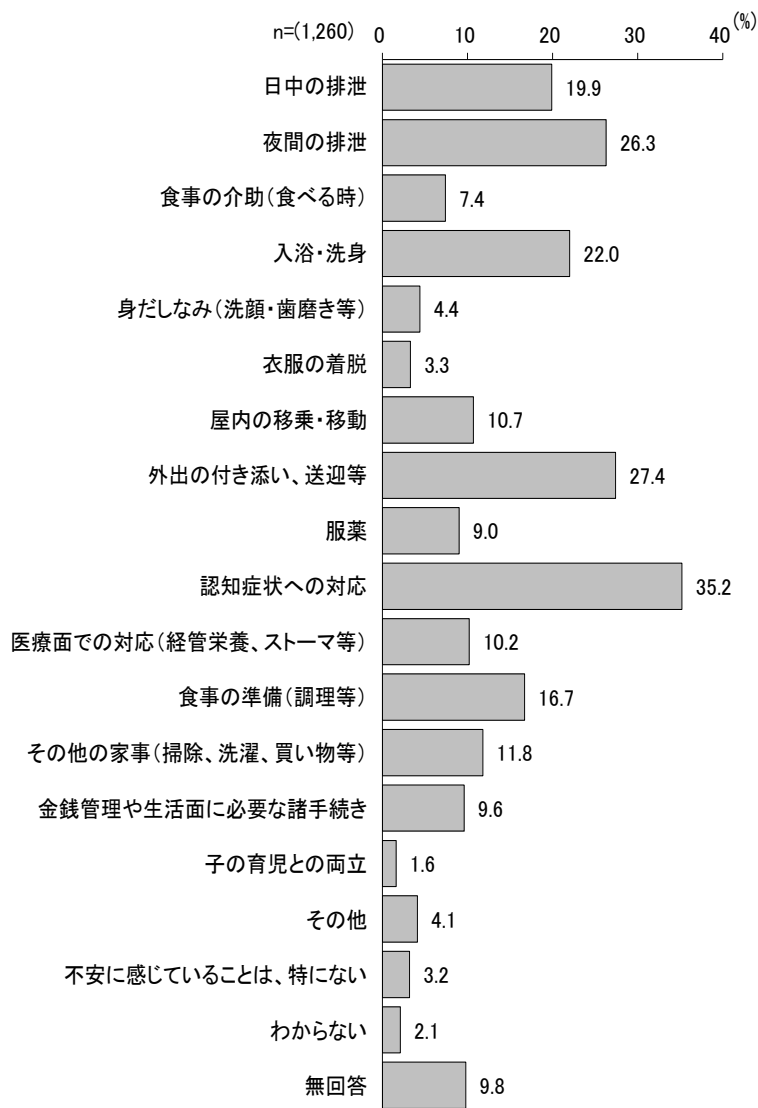
## 4) 介護サービス等について

### ①主な介護者が不安に感じる介護等

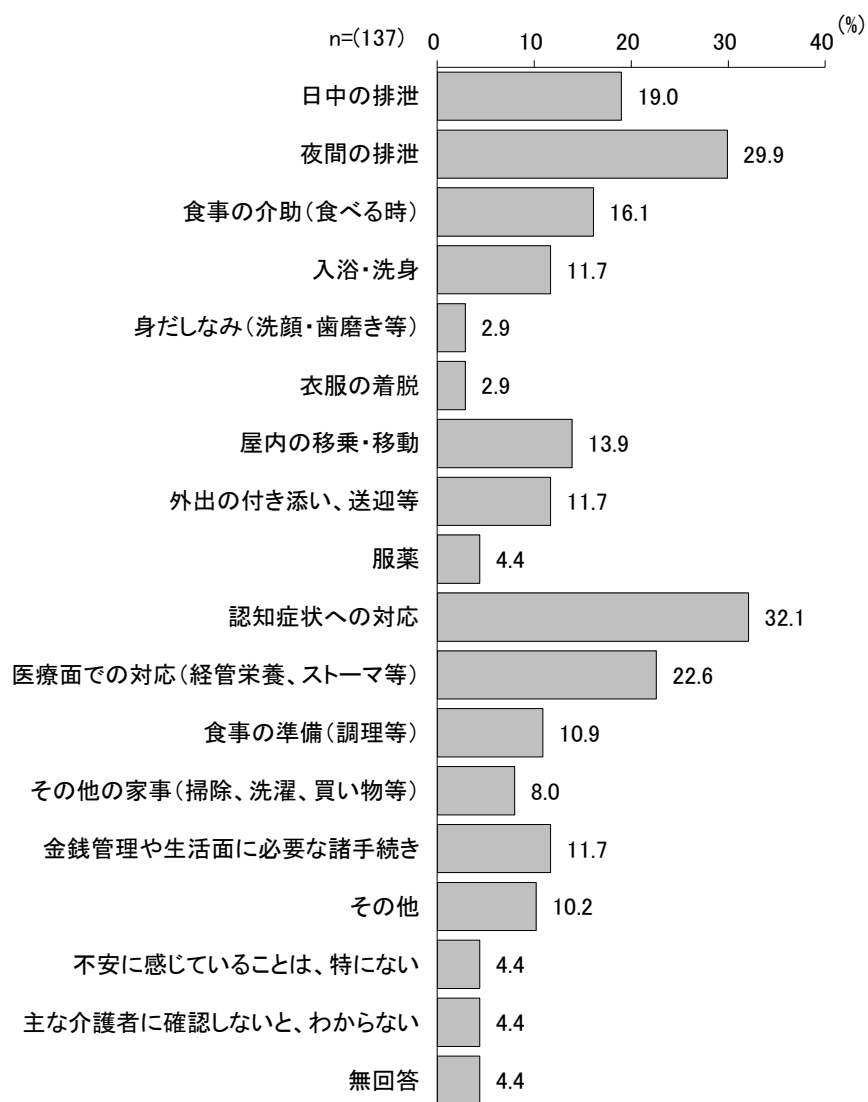
○現在の生活を継続していくに当たり、主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が最も高く、続いて、〈要介護（郵送）〉では、「外出の付き添い、送迎等」、「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、〈要介護（聞き取り）〉では、「夜間の排泄」、「医療面での対応（経管栄養、ストーマ等）」、となっています。

現在の生活を継続するにあたり、主介護者が不安に感じる介護等（3つまで可）

#### 【要介護（郵送）】



【要介護（聞き取り）】





## ②事業所における取組状況について

○＜事業者＞サービスの質を向上させるための取組としては、「事業所内での研修・講習会」、「外部の研修・勉強会への参加」、「苦情・相談の受付体制の整備」の順となっています。

サービスの質を向上させるための取組（複数回答、上位4位のみ）

事業所 (n=107)		
第1位	事業所内での研修・講習会	77.6%
第2位	外部の研修・勉強会への参加	63.6%
第3位	苦情・相談の受付体制の整備	57.0%
第4位	事故防止対策	50.5%
	個人情報の徹底管理	

## ③事業者が望む区からの支援について

○＜事業者＞高齢者福祉施策や介護保険制度について区からの支援を望む項目として、「介護保険サービスについて」や、「介護報酬、地域加算について」、「行政との連携について」などが挙げられています。

高齢者福祉施策や介護保険制度について望む区からの支援（主な要望のみ）

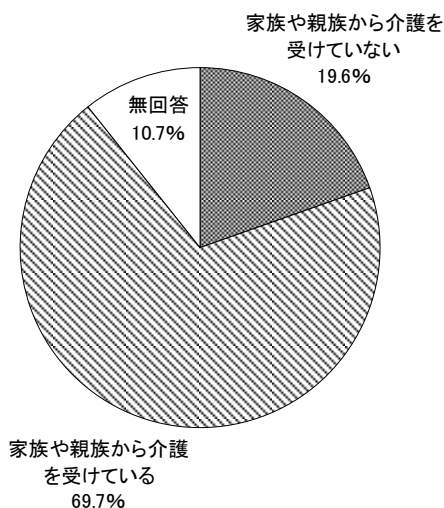
項目	事業所 (n=107)
人材確保のための支援	1
研修、勉強会について	2
介護保険サービスについて	4
情報提供、情報開示について	1
行政との連携について	3
介護報酬、地域加算について	4
コロナウイルス感染症について	2
その他	7

#### ④介護を行う家族への支援

##### 【要介護（郵送）】

家族又は親族からの介護を受けている [郵送 n=1,807]

○<要介護（郵送）>要介護者が「家族又は親族の介護を受けている」割合は、69.7%となっています。



○介護を行っている主な人は、<要介護（郵送）>、<要介護（聞き取り）>ともに「子」が最も多くなっています。

介護を行っている主な人

項目	要介護（郵送） (n=107)	要介護（聞き取り） (n=119)
子	57.1%	47.1%
配偶者	25.1%	33.6%
この配偶者	5.2%	10.1%
孫・ひ孫	0.9%	0.0%
兄弟・姉妹	3.2%	5.9%
その他	2.5%	3.4%
無回答	6.0%	0.0%

○主介護者が「調査対象高齢者本人以外の人への介護や子育て等をしている」が、<要介護者（郵送）>18.0%、<要介護者（聞き取り）>17.6%、<第1号・要支援>15.2%、<50歳以上>38.6%となっています。

今介護している人以外に他の人の介護や子育て等をしているか

項目	要介護（郵送） (n=1,260)	要介護（聞き取り） (n=119)	第1号・要支援 (n=138)	50歳以上 (n=207)
他の人の介護や子育て等をしている	18.0%	17.6%	15.2%	38.6%
他の人の介護や子育て等をしていない	77.2%	75.6%	70.3%	57.5%
無回答	4.8%	6.7%	14.5%	3.9%

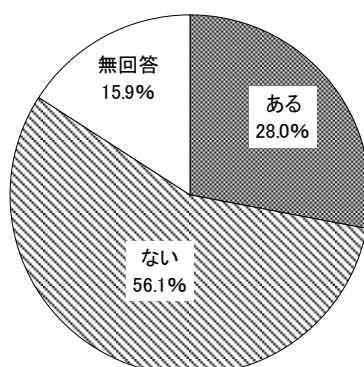
○介護者の希望する就業支援については、＜要介護（郵送）＞、＜要介護（聞き取り）＞ともに「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）」、「制度を利用しやすい職場づくり」が上位3位に入っています。

介護者の希望する就業支援（複数回答、上位5位のみ）

	要介護（郵送）（n=517）		要介護（聞き取り）（n=50）	
第1位	介護休業・介護休暇等の制度の充実	30.8%	介護休業・介護休暇等の制度の充実	34.0%
第2位	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	28.8%	労働時間の柔軟な選択（フレックスタイム制など）	32.0%
第3位	制度を利用しやすい職場づくり	24.4%	制度を利用しやすい職場づくり	18.0%
第4位	介護をしている従業員への経済的な支援	20.9%	働く場所の多様化（在宅勤務・テレワークなど）	
第5位	自営業・フリーランス等のため、勤め先はない 特になし	4.5%	介護をしている従業員への経済的な支援	16.0%

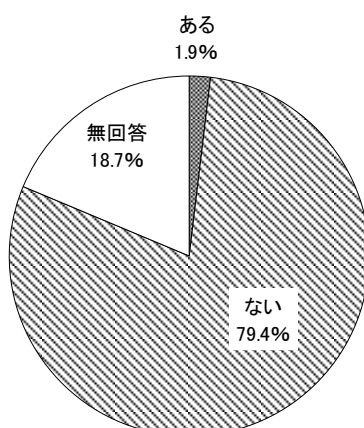
○＜事業者＞「利用者家族のダブルケアの有無」について、「ある」が28.0%となっています。

利用者家族のダブルケアの有無（n=107）



○＜事業者＞ヤングケアラーの有無については、「ある」が1.9%となっています。

利用者家族のヤングケアラーの有無（n=107）



## ⑤高齢者の権利擁護や虐待防止

○＜事業者＞高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組としては、「従事者及び管理者間のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること」、「研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること」が7割を超えて多くなっています。

高齢者の権利擁護や虐待防止のために必要な取組（複数回答）

項目	事業所 (n=107)
従事者及び管理者感のコミュニケーションを高め、事業所内の相談体制を整えること	78.5%
研修などによって、介護者のスキルや意識を向上させること	74.8%
他機関と連携すること	54.2%
利用者や家族の意識が変わること	38.3%
職員が利用者に関わる時間を確保すること	32.7%

### 〔主な課題等〕

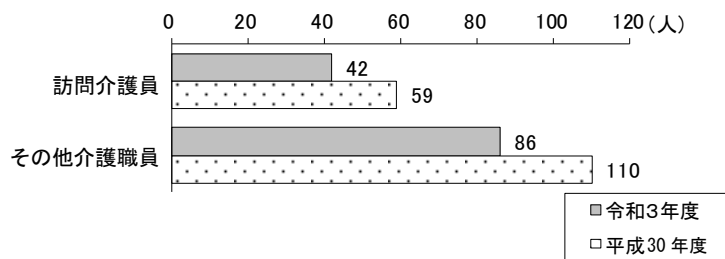
- ・ 高齢者や家族介護者が、適切に介護サービスを利用できる環境をつくること
- ・ 仕事をしながらの介護、老老介護、ダブルケアやヤングケアラーなど様々な形で介護を担わなければならない家族への支援や、そのための関係機関の連携強化を図ること
- ・ 高齢者人口の増加を見据え、高齢者の権利擁護に関する周知啓発に努め、各関係機関が地域全体で高齢者への支援体制を推進すること
- ・ 高齢者虐待を未然に防止するため、早期発見とともに関係機関との連携体制を強化すること

## 5) 介護人材について

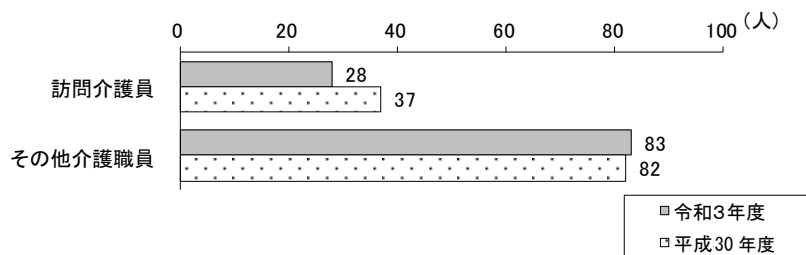
### ①介護人材確保・育成・定着について（事業者）

○1年間の採用者数については、＜事業者＞における令和3年度の従業員採用者数は128人で、離職者数の111人を上回っていますが、前回調査（平成30年度採用者数）から減少しています。

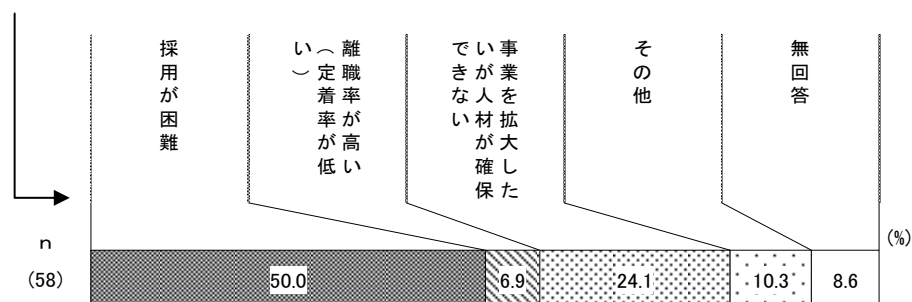
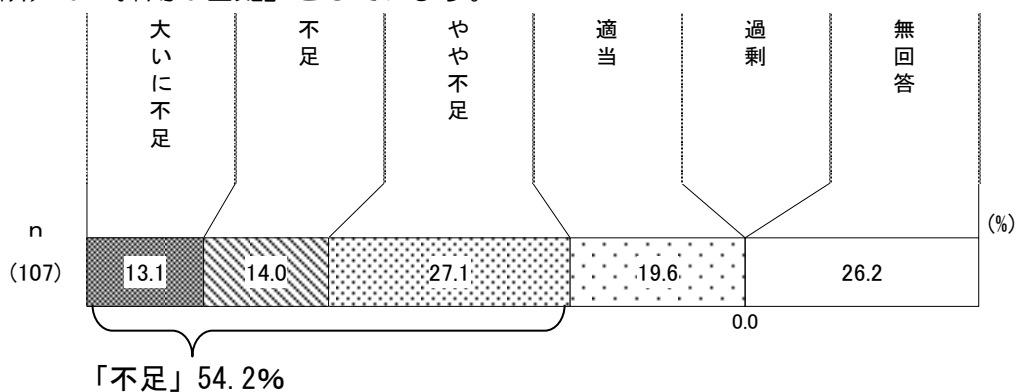
【1年間の採用者数】



【1年間の離職者数】



○従業員の過不足状況について、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合わせた『不足』は、54.2%と半数を超えています。『不足』と回答の事業所（58事業所）のうち、半数（29事業所）が「採用が困難」としています。



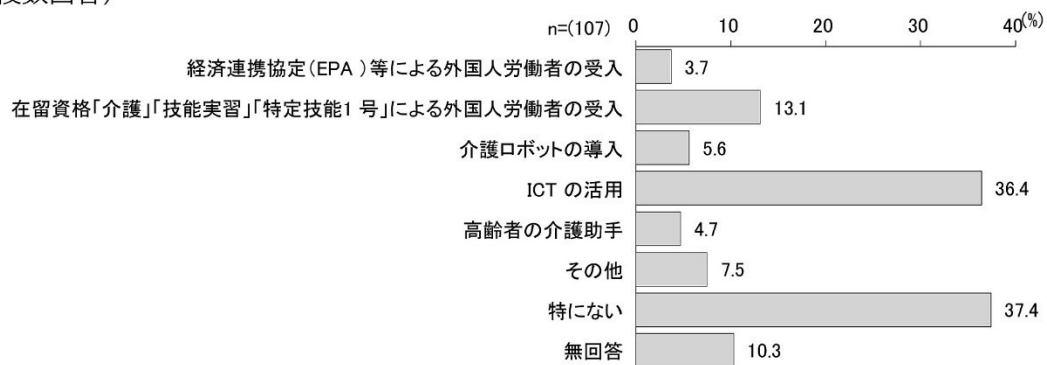
○人材確保策について、＜従事者＞における介護人材確保に必要なことでは、「基本賃金の水準を引き上げる」が約8割で最も高く、続いて、「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」と「キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする」が4割強、「資格取得手当などの諸手当を充実させる」と「人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす」が3割強となっています。

介護に携わる人材を増やすために必要なこと（複数回答、上位5位のみ）

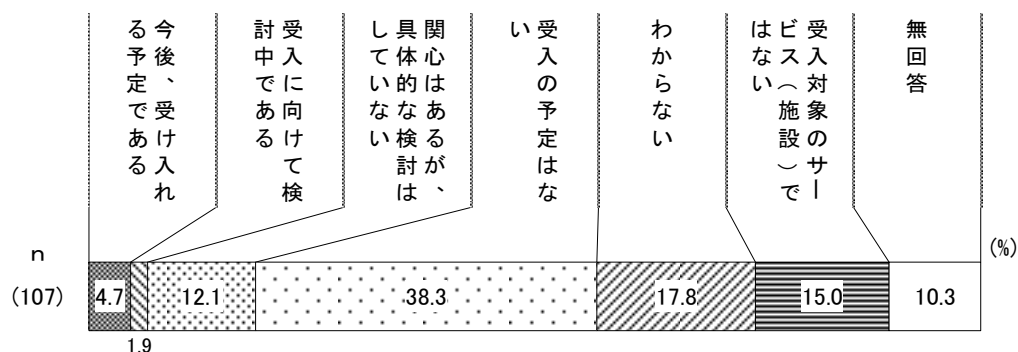
項目	従事者 (n=470)
基本賃金の水準を引き上げる	80.4%
休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する	43.0%
キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みにする	42.8%
資格取得手当などの諸手当を充実する	32.3%
人員基準を手厚くし、利用者に対する職員数を増やす	32.3%

○＜事業者＞における今後取り組みたい人材確保策では、「特にない」を除くと、「ICTの活用」が最も高くなっています。

（複数回答）

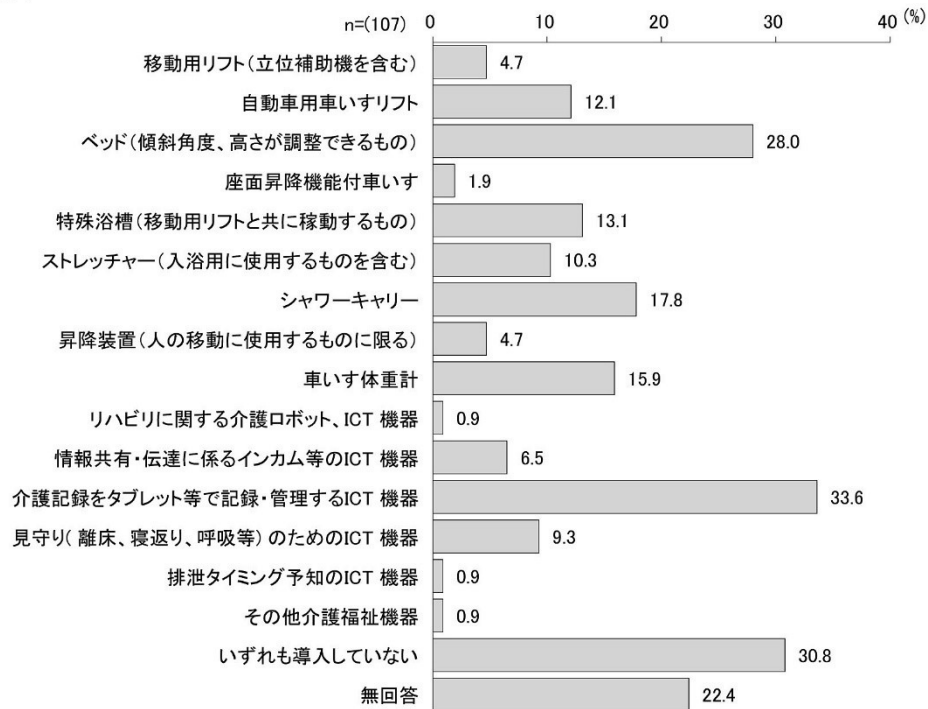


○今後の外国人材の受入予定については、事業者におけるEPA（経済連携協定）、若しくは在留資格が創設されたこと等による外国人材の受入予定については、「今後、受入の予定はない」が4割弱で最も高くなっている一方、「今後、受け入れる予定である」、「受入に向けて検討中である」を合わせた『受け入れる方向』は、6.6%（7事業所）となっています。

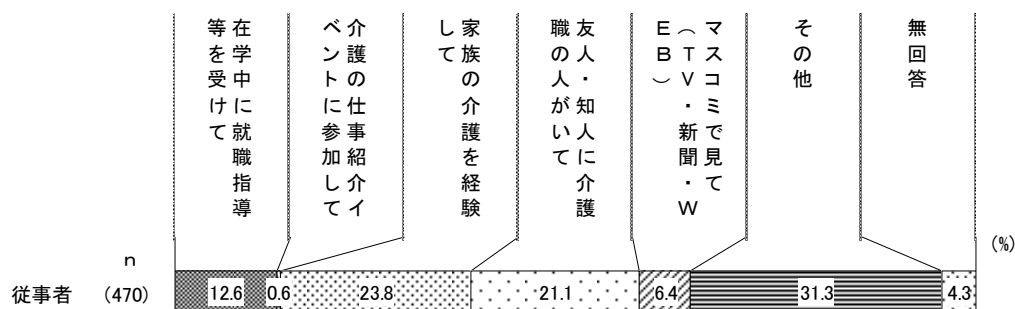


○福祉機器の導入状況につて、＜事業者＞における介護福祉機器の導入状況（導入しているもの）では、「介護記録をタブレット等で記録・管理するICT機器」が最も高く、以下、「ベッド（傾斜角度、高さが調整できるもの）」、「シャワーキャリー」、「車いす体重計」、一方、「いずれも購入していない」となっています。

（複数回答）



○従事者の意識につて、介護の仕事に興味を持ったきっかけでは、「その他」を除くと、「家族の介護を経験して」、「友人・知人に介護職の人がいて」の順で高くなっています。

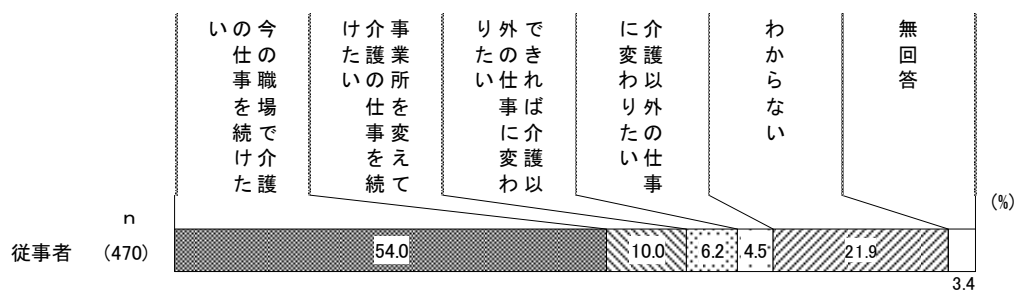


○やりがい（働きがい）を感じることは、「持っている資格が活かしている」、「利用者や家族から感謝されている」、「利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている」の順で高くなっています。

現在の職場でやりがい（働きがい）を感じること（複数回答、上位5位のみ）

順位	項目	事業所 (n=107)
第1位	持っている資格が活かしている	44.7%
第2位	利用者や家族から感謝されている	43.6%
第3位	利用者とのコミュニケーションがスムーズにとれている	36.2%
第4位	経験・勤続年数を生かした働き方ができている	32.1%
第5位	職員間のコミュニケーションが適切にとれている	24.9%

○介護の仕事の継続意向では、継続希望（「今の職場で介護の仕事が続けたい」、「事業所を変えて介護の仕事が続けたい」）が6割を超え、転職希望（「できれば、介護以外の仕事に変わりたい」、「介護以外の仕事に変わりたい」）が約1割、わからないが約2割となっています。





## ②人材の育成・定着のために有効なポイント

○＜事業者＞人材の育成・定着のために有効なポイントとして、「働きやすい環境整備」が最も高く、続いて「給与・待遇」、「良好な従事者間のコミュニケーション」となっています。

人材の育成・定着のために有効だと思うポイント（複数回答、上位5位のみ）

	項目	事業所 (n=107)
第1位	働きやすい職場環境	78.5%
第2位	給与・待遇	55.1%
第3位	良好な従事者間のコミュニケーション	44.9%
第4位	研修の充実	23.4%
第5位	仕事のやりがい	22.4%

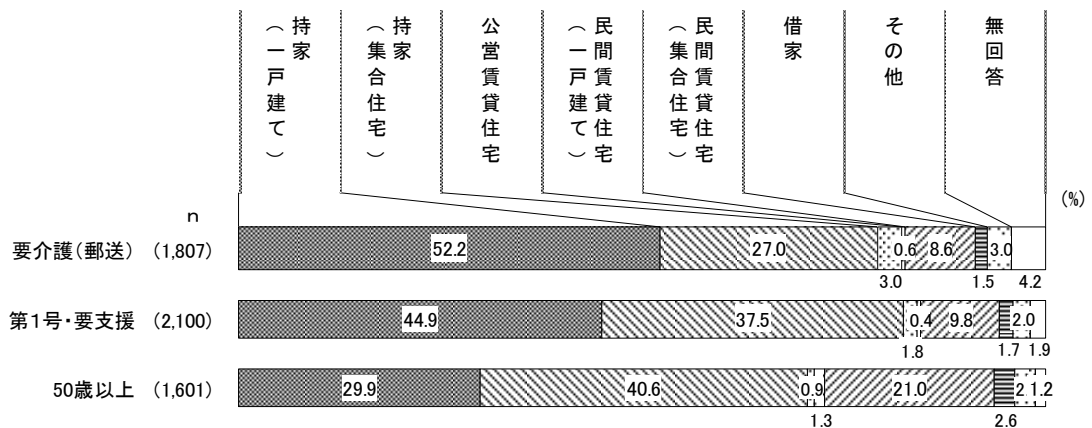
### 〔主な課題等〕

- ・ 学生、外国人など多様な介護人材の確保に向けた情報提供、事業所支援等を行うこと
- ・ 人材育成支援等など、介護サービス事業所への人材確保・定着を支援すること
- ・ 従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための事業者への支援を行うこと
- ・ 個人のスキルアップ、事業所の質向上のための研修機会の提供、参加支援を行うこと
- ・ 事業者と行政との連携強化を図り、施策に反映させること

## 6) 住まいについて

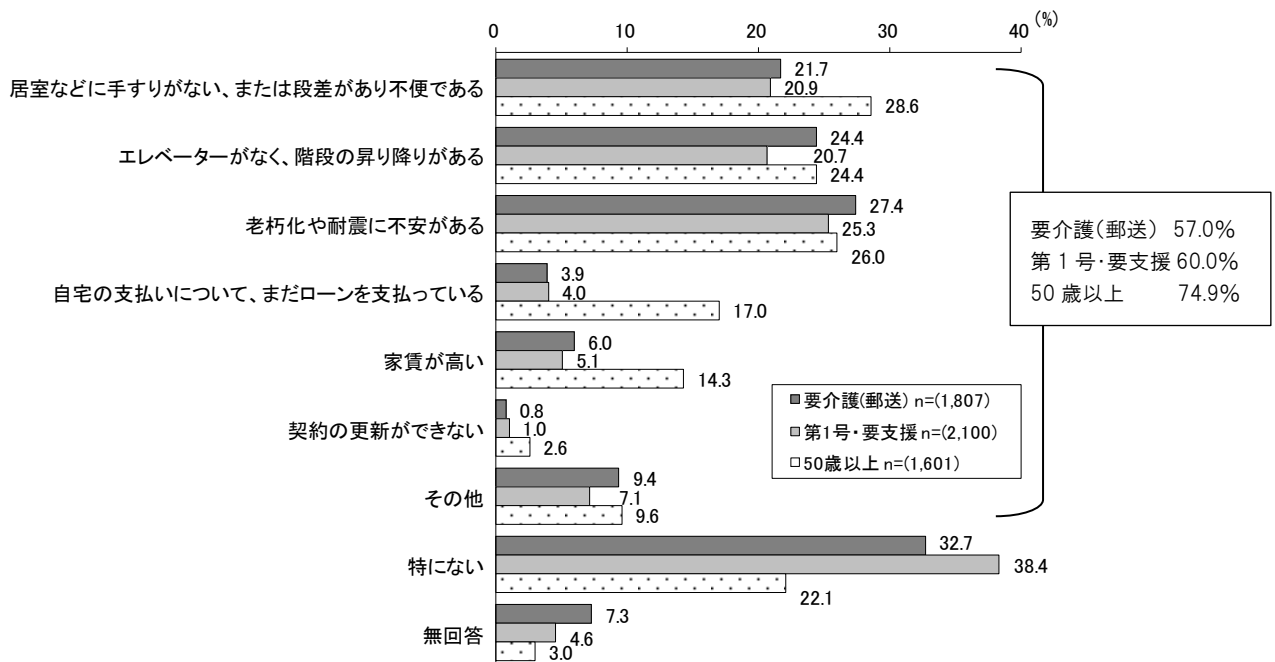
### ①現在の住まいについて

○住居形態については、いずれも「持ち家」が最も多く、「一戸建て」と「集合住宅」を合わせると、〈要介護（郵送）〉と〈第1号・要支援〉が約8割、〈50歳以上〉が約7割となっています。



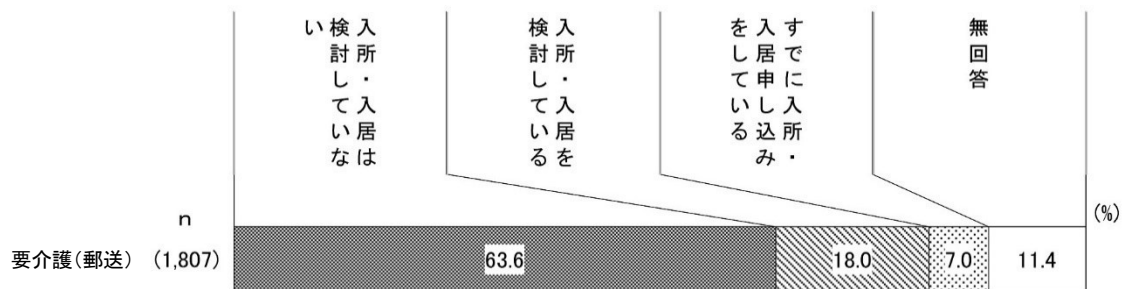
○住まいについて不便や不安を感じている割合（特になし、無回答を除いた割合）は、〈50歳以上〉が74.9%で最も多く、〈要介護（郵送）〉が60.0%、〈第1号・要支援〉が57.0%となっています。

（複数回答）



## ②施設等への入所・入居について

○<要介護（郵送）>の施設入所の検討状況では、要介護1～5で「入所・入居は検討していない」が最も多くなっています。また、要介護度が上がるほど「すでに入所・入居申し込みをしている」人の割合が高い傾向にあります。



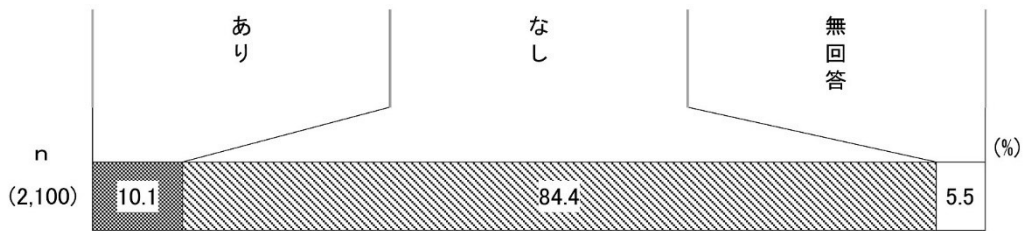
### 〔主な課題等〕

- ・ 住み慣れた地域において、自立して住み続けるため、適切な福祉用具の使用や住宅改修等の支援をすること
- ・ 賃貸住宅への入居や高齢者向け施設への入所など、高齢者の希望に沿った住まいを確保すること

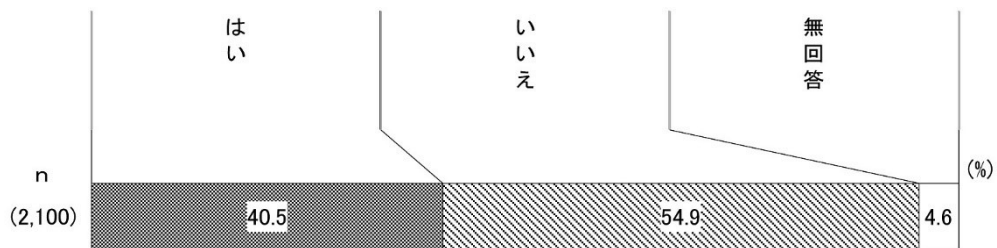
## 7) 健康で豊かな暮らしへのニーズ

### ①日常生活について

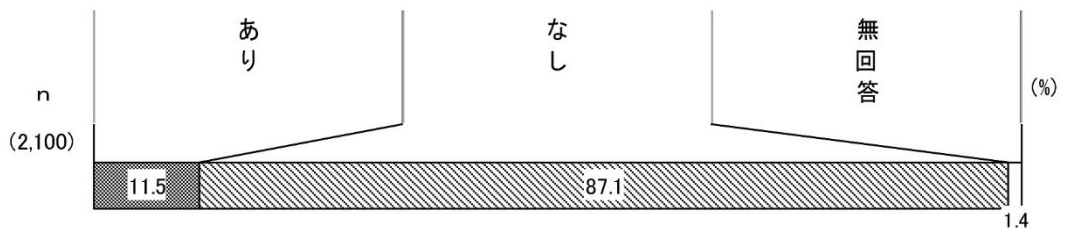
○運動器の機能低下につて、〈第1号・要支援〉では、「あり」が約1割となっています。



○認知機能の低下について、〈第1号・要支援〉では、「はい」が約4割となっています。

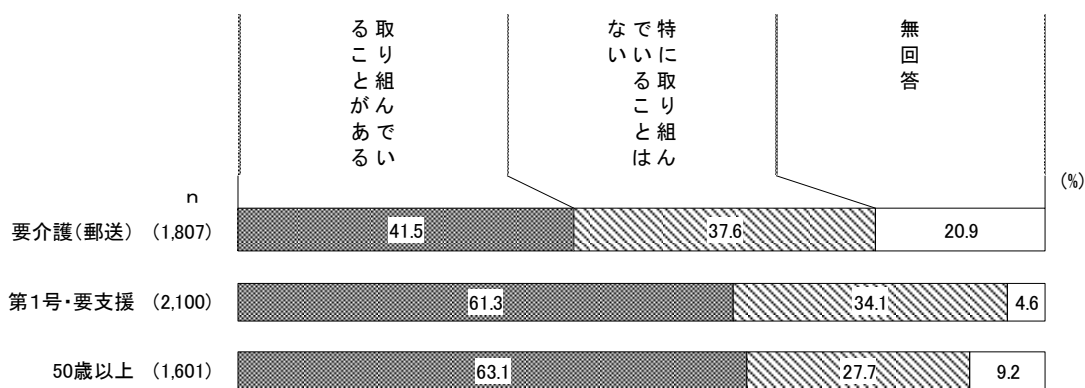


○閉じこもり傾向について、〈第1号・要支援〉では、「あり」が約1割となっています。



## ②健康増進・介護予防の取組について

○取組状況について、健康の維持・増進、介護予防に「取り組んでいることがある」と回答した割合は、〈第1号・要支援〉と〈50歳以上〉で6割を超えています。一方、〈要介護（郵送）〉では、約4割と、他の対象者に比べて低くなっています。



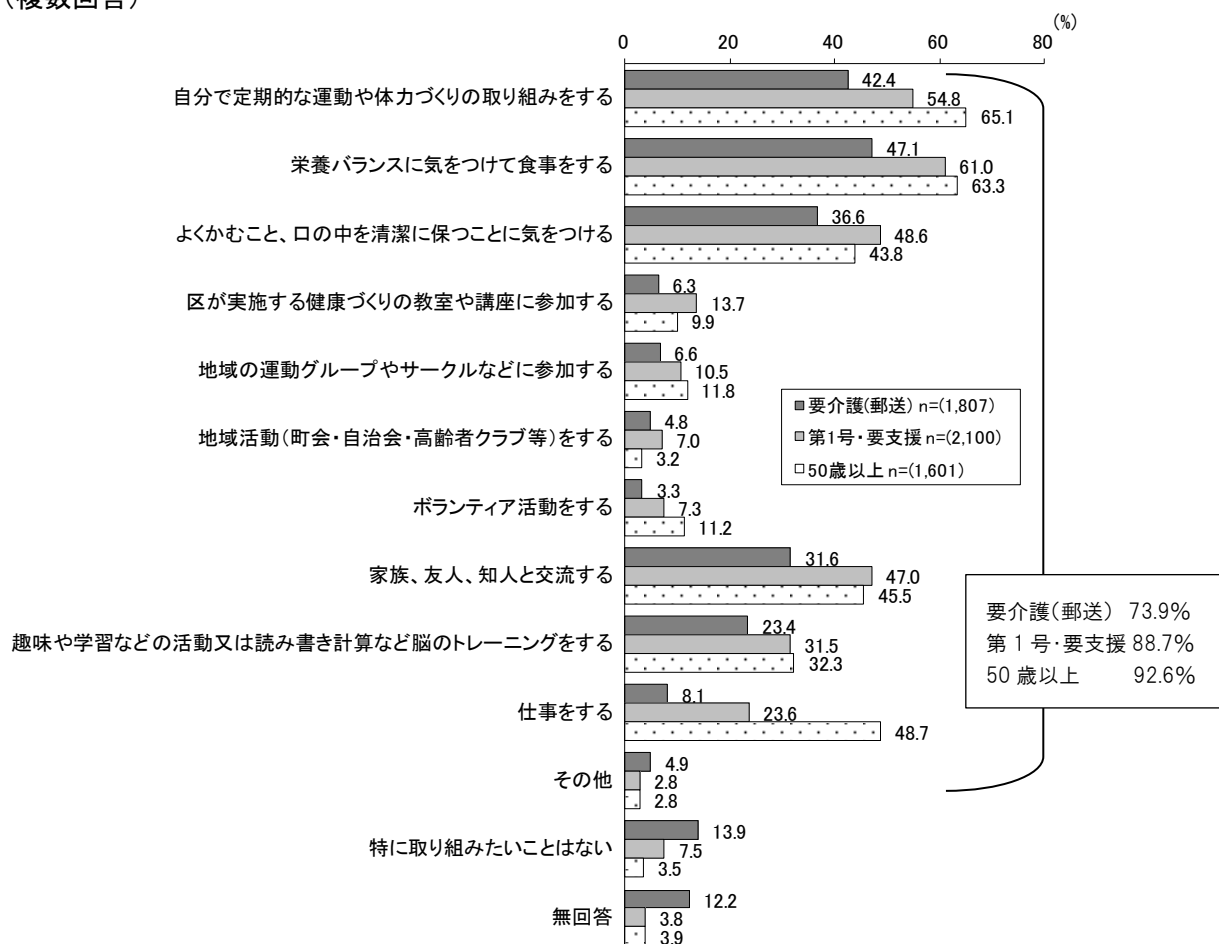
### 取り組んでいない主な理由

(複数回答、特に理由はない・無回答を除く上位5位のみ)

	要介護（郵送） (n=680)		第1号・要支援 (n=717)		50歳以上 (n=443)	
第1位	面倒で気が進まないから	24.0%	仕事をしているから	25.0%	仕事をしているから	59.4%
第2位	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	16.3%	面倒で気が進まないから	21.1%	面倒で気が進まないから	25.3%
第3位	興味をもてないから	14.9%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	17.9%	興味はあるが取り組み方がわからないから	13.8%
第4位	仕事をしているから	9.4%	興味はあるが取り組み方がわからないから	11.2%	もう少し体の状態に自信がなくなってからでも遅くないから	13.1%
第5位	興味はあるが取り組み方がわからないから		興味をもてないから	10.0%	ほかに自分のやりたいことがあるから	8.4%

○今後取り組みたいことについて、「今後取り組んでみたいことがある」と回答した割合（特に取り組みたいことはない、無回答を除いた割合）は、〈50歳以上〉と〈第1号・要支援〉で約9割となっており、〈要介護（郵送）〉の約7割より高くなっています。

（複数回答）



### 〔主な課題等〕

- ・健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、健康寿命を延ばす取組につなげていくこと
- ・健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等につなぐこと
- ・高齢者の閉じこもりを防ぎ、現役引退後も健康的ではりのある生活を送ることができるよう、地域の居場所への参加を促し、地域で活躍できる就業など社会参画の場や機会を確保すること

# 第4章 主要項目及びその方向性

## 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの実現～

少子高齢化・人口減少がさらに進展する中、団塊ジュニア世代が高齢者に移行し、日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年(2040年)に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の取組を積極的に推進していきます。

高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを推進するため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

### 1 地域でともに支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者をはじめとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援していきます。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

併せて、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

## 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

---

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

そのため、看取りまでを意識した在宅医療の提供体制の確保、医療介護連携を推進するとともに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスの確保や、地域の支援拠点としての（看護）小規模多機能型居宅介護、増加が見込まれる認知症高齢者と家族等を支援する認知症高齢者グループホーム等のサービス基盤整備を推進していきます。

さらに、これらの介護サービスを支える人材について、その創出に取り組むとともに、人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を包括的に行っていきます。

また、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

## 3 健康で豊かな暮らしの実現

---

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

さらに、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減又は悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

また、これまで生活の中心が職場にあった団塊の世代やひとり暮らし高齢者が、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

## 4 いざというときのための体制づくり

---

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援体制を推進することが重要です。

そのため、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の方が急病や事故等で緊急対応が必要に



なった場合、適切な対応や連絡が行えるよう高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

# 第5章 計画の体系と計画事業

## 1 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

大項目	小項目	計画事業	
1 地域でともに支え合うしくみの充実	1 高齢者等による支え合いのしくみの充実	1	地域づくり事業
		2	参加支援事業
		3	ハートフルネットワーク事業の充実
		4	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
		5	地域ケア会議の運営
		6	小地域福祉活動の推進
		7	民生委員・児童委員による相談援助活動
		8	話し合い員による訪問活動
		9	みまもり訪問事業
		10	高齢者見守り相談窓口事業
		11	高齢者見守り電球サービス
		12	高齢者見守り扉センサーサービス
		13	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
		14	社会参加の促進事業
		15	シルバー人材センターの活動支援
		16	シルバーお助け隊事業への支援
		17	いきいきサポート事業の推進
		18	ボランティア活動への支援
		19	地域活動情報サイト
	2 医療・介護の連携の推進		1
2			在宅医療・介護連携推進事業
3			「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着
3 認知症施策の推進		1	認知症に関する講演会
		2	認知症サポーター養成講座
		3	認知症ケアパスの普及啓発
		4	認知症地域支援推進員の設置
		5	認知症支援コーディネーターの設置

		6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携
		7	認知症相談
		8	認知症初期集中支援推進事業
		9	認知症検診事業
		10	認知症ともにパートナー事業
		11	認知症ともにフォローアッププログラム
		12	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ
		13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング
		14	認知症の症状による行方不明者対策の充実
		15	若年性認知症への取組
		16	生活環境維持事業
	4 家族介護者への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発
		2	認知症サポーター養成講座【再掲】
		3	認知症初期集中支援推進事業【再掲】
		4	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲】
		5	高齢者あんしん相談センターの機能強化【再掲】
		6	緊急ショートステイ【再掲】
	5 相談体制・情報提供の充実	1	包括的相談支援事業
		2	多機関協働事業
		3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
		4	高齢者あんしん相談センターの機能強化
		5	文京ユアストーリー
		6	老人福祉法に基づく相談・措置
		7	介護保険相談体制の充実
		8	高齢者向けサービスの情報提供の充実
		9	文京区版ひきこもり総合対策
		10	ヤングケアラー支援推進事業
	6 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
		3	成年後見制度利用支援事業
		4	法人後見の受任
		5	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進
		6	高齢者虐待防止への取組強化
		7	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

大項目	小項目	計画事業	
2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組	1 介護サービスの充実	1	居宅サービス
		2	施設サービス
		3	地域密着型サービス
		4	事業者への運営指導・集団指導
		5	介護サービス情報の提供
		6	公平・公正な要介護認定
		7	主任ケアマネジャーの支援・連携
		8	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
		9	生活保護受給高齢者支援事業
	2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
		2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
		3	院内介助サービス
		4	高齢者訪問理美容サービス
		5	高齢者紙おむつ支給等事業
		6	ごみの訪問収集
		7	歯と口腔の健康
	3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会
		2	ケアマネジャーへの支援
		3	ケアプラン点検の実施
		4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
		2	介護施設ワークサポート事業
	5 住まい等の確保と生活環境の整備	1	居住支援の推進
		2	高齢者住宅設備等改造事業
		3	住宅改修支援事業
		4	高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）
		5	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
		6	緊急ショートステイ
		7	公園再整備事業
		8	文京区バリアフリー基本構想の推進
		9	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		10	バリアフリーの道づくり

大項目	小項目	計画事業	
3 健康で豊かな暮らしの実現	1 健康づくりの推進	1	健康相談
		2	健康診査・保健指導
		3	高齢者向けスポーツ教室
		4	高齢者いきいき入浴事業
		5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
	2 フレイル予防・介護予防の推進	1	短期集中予防サービス
		2	介護予防把握事業
		3	介護予防普及啓発事業
		4	介護予防ボランティア指導者等養成事業
		5	文の京フレイル予防プロジェクト
		6	地域リハビリテーション活動支援事業
	3 日常生活支援の推進	1	訪問型・通所型サービス
		2	介護予防ケアマネジメントの実施
		3	生活支援体制整備事業
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）
	4 生涯学習と地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業
		2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）
		3	生涯にわたる学習機会の提供
		4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援
5		いきがづくり世代間交流事業	
6		いきがづくり文化教養事業	
7		いきがづくり敬老事業	
8		地域の支え合い体制づくり推進事業	
9		福祉センター事業	
10		長寿お祝い事業	
11		シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目	小項目	計画事業	
4 いざというときの体制づくり	1 避難行動要支援者等への支援	1	避難行動要支援者への支援
		2	災害ボランティア体制の整備
		3	高齢者緊急連絡カードの整備
		4	救急通報システム
		5	福祉避難所の拡充
	2 災害に備える住環境対策の推進	1	耐震改修促進事業
		2	家具転倒防止器具設置費用助成
	3 災害等に備える介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

## 2 計画事業

### 1 地域でともに支え合うしくみの充実

#### 1-1 高齢者等による支え合いのしくみの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者をはじめとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

##### 1-1-1 地域づくり事業

事業概要	介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行う。【令和7年度より事業実施予定】
------	---

##### 1-1-2 参加支援事業

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行う。【令和7年度より事業実施予定】
------	--

### 1-1-3 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には迅速に対応できる体制を構築する。		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	680 団体	団体

### 1-1-4 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	<p>高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関する活動を協議・検討する委員会を運営する。</p> <p>また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげる。</p>
------	---

### 1-1-5 地域ケア会議の運営

事業概要	<p>各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図る。</p> <p>また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていく。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。</p>
3年間の事業量	

### 1-1-6 小地域福祉活動の推進

事業概要	<p>日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりに取り組む。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	

### 1-1-7 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	<p>民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担っている。</p> <p>また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っている。敬老金の配付、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしている。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。</p>
------	--

### 1-1-8 話し合い員による訪問活動

事業概要	<p>地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行う。</p>
------	--

### 1-1-9 みまもり訪問事業

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	利用者数	26人	人	人	人
	みまもりサポーター数	43人	人	人	人

### 1-1-10 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	<p>高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置する。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげる。</p>
------	--

### 1-1-11 高齢者見守り電球サービス

事業概要	<p>高齢者の自宅に通信機能を備えた電球を設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知する。</p> <p>また、家族等が訪問等できない場合は、委託事業者が代理訪問を実施することで、ひとり暮らし等の高齢者や家族が安心して生活できる環境を整える。</p>
------	---



### 1-1-12 高齢者見守り扉センサーサービス

事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた扉センサーを設置し、扉の開閉が24時間ない場合、利用者へ電話で安否確認を行うとともに、家族等へメールで異常を通知することにより、高齢者の見守り体制を拡充する。
------	--

### 1-1-13 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っている。これらの、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援する。
------	---

### 1-1-14 社会参加の促進事業

事業概要	ミドル・シニア（概ね50歳以上の方）が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施する。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付する。
------	---

### 1-1-15 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進する。		
3年間の事業量	項目	令和4年度実績	8年度
	会員数	1,275人	人
	就業実人員	1,031人	人
	就業率	80.9%	%

### 1-1-16 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。】				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	シルバーお助け隊の派遣	239人	人	人	人

### 1-1-17 いきいきサポート事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	新規登録利用会員数	54人	人	人	人

### 1-1-18 ボランティア活動への支援

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量					

### 1-1-19 地域活動情報サイト

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】
------	--

## 1-2 医療・介護の連携の推進

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し必要に応じて随時研修を開催します。さらに地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

### 1-2-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を進める。
3年間の事業量	

### 1-2-2 在宅医療・介護連携推進事業

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進する。
------	---

### 1-2-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨する。
------	---

## 1-3 認知症施策の推進

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

### 1-3-1 認知症に関する講演会

事業概要	講演会の実施及びパンフレットの活用等により、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を図る。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	講演会・研修会	8回	回	回	回

### 1-3-2 認知症サポーター養成講座

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症の本人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成する。 また、一層の活動参加促進のため、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施する。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	年間サポーター養成数	765人	人	人	人
	文京区サポーター総数	17,330人	人	人	人
	実践講座	2回	回	回	回

### 1-3-3 認知症ケアパスの普及啓発

事業概要	<p>認知症の本人やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図る。</p> <p>また、認知症になっても、日常生活上の工夫があれば、自分らしい生活が続けられることを周知するため、認知症に関する機器展（認PAKU）を実施する。</p>
------	---

### 1-3-4 認知症地域支援推進員の設置

事業概要	<p>認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進する。</p>
------	---

### 1-3-5 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	<p>認知症支援コーディネーターを高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進する。</p>
------	--

### 1-3-6 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	<p>区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進する。</p>
------	--

### 1-3-7 認知症相談

事業概要	<p>認知症の早期支援・早期対応を推進するため、高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を整備する。</p>
------	--

### 1-3-8 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	<p>複数の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の本人や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行う。</p>
------	--

### 1-3-9 認知症検診事業

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と、本人による認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの節目検診を実施する。検診では、認知機能測定デジタルツールによる脳の健康度測定を行い、結果について医師からアドバイスを行うほか、必要に応じて医療機関や、看護師による6か月間の支援等につなげる。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症検診普及啓発対象者	12,292人	人	人	人

### 1-3-10 認知症とともにパートナー事業

事業概要	協力医療機関受診や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるようなことができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行う。
------	---

### 1-3-11 認知症とともにフォローアッププログラム

事業概要	認知症検診において、生活習慣の改善が必要な方を対象に、脳と体の健康や生活習慣の見直し等を啓発するプログラムを実施する。プログラムは、脳の健康度測定や脳と体を活性化させるためのエクササイズ体験、歯科衛生士や管理栄養士、健康運動指導士による指導等を行う。
------	---

### 1-3-12 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

事業概要	認知症の本人を支える家族に対する支援を目的として、認知症家族交流会、介護者教室及び認知症カフェに係る取組を推進する。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	認知症家族交流会	8回	回	回	回
	介護者教室	8回	回	回	回
	認知症カフェ	22回	回	回	回

### 1-3-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング

事業概要	認知症になっても人として尊重され、希望をもって自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、本人や家族のニーズと「チームオレンジ Bunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワーキングを強化する。
------	---

### 1-3-14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。
3年間の事業量	

### 1-3-15 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等により若年性認知症の方へ支援を行うとともに、若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、職員の知識習得・相談支援技術の向上を図る。
------	---

### 1-3-16 生活環境維持事業

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行う。
------	--

## 1-4 家族介護者への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の人を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

### 1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行う。
------	--

### 1-4-2 認知症サポーター養成講座

【再掲 1-3-2参照】

### 1-4-3 認知症初期集中支援推進事業

【再掲 1-3-8参照】

### 1-4-4 認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ

【再掲 1-3-12参照】

#### 1-4-5 高齢者あんしん相談センターの機能強化

【再掲 1-5-4参照】

#### 1-4-6 緊急ショートステイ

【再掲 2-5-6参照】

### 1-5 相談体制・情報提供の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

#### 1-5-1 包括的相談支援事業

事業概要	高齢・介護、障害、子ども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行う。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行う。
------	--

#### 1-5-2 多機関協働事業

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。
------	--

#### 1-5-3 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届ける。
------	---

#### 1-5-4 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進する。
------	---

### 1-5-5 文京ユアストーリー

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行う。【社会福祉協議会実施事業】				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	契約実績	22件	件	件	件

### 1-5-6 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要	<p>高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行う。</p> <p>また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行う。</p>
------	---

### 1-5-7 介護保険相談体制の充実

事業概要	<p>区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図る。</p>
------	---

### 1-5-8 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要	<p>高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行う。</p>
------	---

### 1-5-9 文京区版ひきこもり総合対策

事業概要	<p>ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行う。</p> <p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	STEP 事業相談件数	821 件	件	件	件
	STEP 事業支援利用件数	505 件	件	件	件
	ひきこもり支援センター相談件数	164 件	件	件	件



### 1-5-10 ヤングケアラー支援推進事業

事業概要	<p>ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、周知啓発用リーフレットの作成や、関係機関を対象とした研修等を実施する。</p> <p>また、ヤングケアラー支援対策関係者連絡会において課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行う。</p>
------	---

## 1-6 高齢者の権利擁護の推進

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止や消費者トラブル防止に向けた啓発や相談を行うとともに、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

### 1-6-1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要	<p>高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	福祉サービス利用援助事業契約件数	67件	件	件	件
	財産保全管理サービス契約件数	14件	件	件	件

### 1-6-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	<p>福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

### 1-6-3 成年後見制度利用支援事業

事業概要	<p>成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難である方に対し、その費用を助成する。【社会福祉協議会実施事業】</p> <p>また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難である方に対し、その費用を助成する。</p>				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立費用助成	0件	件	件	件
	成年後見等報酬助成	24件	件	件	件

### 1-6-4 法人後見の受任

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

### 1-6-5 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

事業概要	<p>認知症の症状による行方不明者の発生を防止し、また、発生した場合の早期発見・早期保護のため、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進する。</p>
3年間の事業量	<p>成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営する。</p> <p>中核機関の取組として、権利擁護センターとの有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図るとともに、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、市民後見人を含む権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりに取り組んでいく。</p>

### 1-6-6 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	<p>虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じる。</p> <p>また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進める。</p>
------	---

### 1-6-7 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	<p>消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施する。</p> <p>また、消費者トラブルに関する消費者相談を行う。</p>
------	---

## 2 在宅サービス等の充実と多様な住まい方の支援や取組

### 2-1 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

#### 2-1-1 居宅サービス

事業概要	<p>要支援・要介護状態になっても可能な限り居宅において、本人の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護等のサービスを提供する。</p>
------	--

#### 2-1-2 施設サービス

事業概要	<p>在宅での生活が困難な方のための介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、在宅復帰に向けてリハビリを中心に行うための介護老人保健施設及び急性期の治療を終え、長期の療養を行うための介護療養型医療施設（介護医療院）に入所（入院）している要介護者に対し、施設内において介護等のサービスを提供する。</p>
------	--

#### 2-1-3 地域密着型サービス

事業概要	<p>高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じたサービスを提供する。また、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進する。</p>		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2か所	か所
	小規模多機能型居宅介護 （看護小規模多機能型居宅介護を含む）	5か所	か所
	看護小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	1か所 9か所	 か所

#### 2-1-4 事業者への運営指導・集団指導

事業概要	介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図る。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	事業所運営指導及び監査	14か所	か所	か所	か所
	集団指導	1回	回	回	回

#### 2-1-5 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行う。
------	--

#### 2-1-6 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査書と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行う。
------	--

#### 2-1-7 主任ケアマネジャーの支援・連携

事業概要	地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーに対し、研修の実施により資質向上を図るとともに、包括的・継続的ケアマネジメントの支援・連携を行う。
------	--

#### 2-1-8 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査する。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	福祉用具の購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	13件/年	件/年	件/年	件/年

#### 2-1-9 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認する。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行う。
------	--

## 2-2 ひとり暮らし・身体能力が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

### 2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援する。
------	--

### 2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図る。
------	---

### 2-2-3 院内介助サービス

事業概要	介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保する。		
3年間の事業量	項目 利用者	4年度実績 343人	8年度 人

### 2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保する。
------	---

### 2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	要介護3以上に認定され、身体状況の低下により失禁があり、おむつを使用している方に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図る。(65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。)
------	---

### 2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要	65歳以上のみの世帯、日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯等、その他区長が特に必要であると認めた世帯のいずれかに該当する者のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な方の協力が得られない世帯に対して家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。
------	---

### 2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要	<p>成人の口腔衛生の保持健康を図り、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供するため、歯周疾患検診を実施する。</p> <p>また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を行い、在宅療養者の口腔衛生の向上を図る。</p>
------	--

## 2-3 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

### 2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会

事業概要	<p>介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営する。</p> <p>また、部会において、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施する。</p>				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	事業者連絡協議会	2回	回	回	回
	事業者部会 (委託・訪問・ 通所・施設)	8回	回	回	回

### 2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催する。
------	---

### 2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより良いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行う。
------	---

### 2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。
------	---

## 2-4 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

### 2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着を促進するため、介護職員に対する住宅費補助や、啓発番組の配信、出張講座、介護の魅力伝えるイベントの実施、啓発冊子の作成・配布等を行う。さらに、介護従事者の専門性の向上や職員の職場定着を目的とした資格取得支援や研修の実施、新たな介護人材としての外国人の受け入れに対する支援や介護未経験者を対象として研修など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携し、行う。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	介護施設従事職員住宅費補助	52人	人	人	人
	介護職員初任者研修受講費用補助	9人	人	人	人
	介護職員実務者研修受講費用補助	5人	人	人	人
	外国人介護職員採用補助	3人	人	人	人

### 2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要	<p>シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援する。</p> <p>また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げていく。</p>
------	---

## 2-5 住まい等の確保と生活環境の整備

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活を送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

### 2-5-1 居住支援の推進

事業概要	<p>住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進する。</p> <p>また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討していく。</p> <p>併せて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅等の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、特に、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図る。</p>
------	---

### 2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要	<p>65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図る。</p>
------	--

### 2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要	<p>ケアマネジャーがついていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行う。</p>
------	--



#### 2-5-4 高齢者施設の整備（特別養護老人ホーム）

事業概要	施設入所が必要な高齢者の増加に対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目の国有地を活用した特別養護老人ホームを整備する。
3年間の事業量	

#### 2-5-5 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者を支援するための良好な環境の整備を推進するため、大規模改修を実施する。
3年間の事業量	

#### 2-5-6 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供する。
------	---

#### 2-5-7 公園再整備事業

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者をはじめ、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりをする。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	公園・児童遊園再整備	5園	園	園	園

#### 2-5-8 文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進する。
------	--

#### 2-5-9 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。
------	---

## 2-5-10 バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図る。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	15.0%	%	%	%

## 3 健康で豊かな暮らしの実現

### 3-1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

#### 3-1-1 健康相談

事業概要	区民が自らの健康状態を把握できるよう、必要に応じ、血圧測定、尿検査、血液検査などを行う健康診断を実施する。
------	---

#### 3-1-2 健康診査・保健指導

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防する。		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	特定健康診査受診率	43%	%
	特定保健指導実施率（終了率）	7%	%

#### 3-1-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施する。
------	--

#### 3-1-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要	外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とする。		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	シニア入浴事業（延利用人数）	人	人

### 3-1-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要	<p>ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っている。これらの、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援する。</p>
------	---

## 3-2 フレイル予防・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

### 3-2-1 短期集中予防サービス

事業概要	<p>生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施する。</p>
------	---

### 3-2-2 介護予防把握事業

事業概要	<p>介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とする。</p>
------	--

### 3-2-3 介護予防普及啓発事業

事業概要	<p>文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供する。</p>	
3年間の事業量	4年度実績	8年度
	3,111人	人

### 3-2-4 介護予防ボランティア指導者等養成事業

事業概要	<p>地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図る。</p>
------	--

### 3-2-5 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施する。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営する。		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	16人	人
	フレイルチェック参加者	346人	人

### 3-2-6 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援する。
------	---

## 3-3 日常生活支援の推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

### 3-3-1 訪問型・通所型サービス

事業概要	高齢者の方が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、訪問型・通所型サービスや多様な主体の参加による生活支援のサービスを提供する。
------	---

### 3-3-2 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要	要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付する。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行う。
------	---

### 3-3-3 生活支援体制整備事業

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進する。【社会福祉協議会実施事業】
------	---

### 3-3-4 地域介護予防支援事業（通いの場）

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進していく。【社会福祉協議会実施事業】
------	---

## 3-4 生涯学習と地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者をはじめとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

### 3-4-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供する。
------	---------------------------------------

### 3-4-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

事業概要	高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施する。
------	--

### 3-4-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供する。
------	--

### 3-4-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行っている。これらの、いきがい向上に資する学習や交流活動に対して支援する。
------	--

### 3-4-5 いきがづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施する。
------	--

### 3-4-6 いきがづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、はつらつ体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施する。
------	---

### 3-4-7 いきがづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施する。
------	---

### 3-4-8 地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組む。		
	また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぶらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を実施する。 【社会福祉協議会実施事業】		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	かよい~の設置数	28箇所	箇所

### 3-4-9 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施する。
------	---

### 3-4-10 長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈する。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行う。
------	--

### 3-4-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供する。
------	---

## 4 いざという時のための体制づくり

### 4-1 避難行動要支援者等への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

#### 4-1-1 避難行動要支援者への支援

事業概要	<p>災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。</p>
------	---

#### 4-1-2 災害ボランティア体制の整備

事業概要	<p>災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。</p> <p>【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の事業量	

#### 4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や80歳以上の高齢者のみの世帯の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応する。		
3年間の事業量	項目	4年度実績	8年度
	設置人数	7,545人	人

#### 4-1-4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行う。
------	--

#### 4-1-5 福祉避難所の拡充

事業概要	避難所で避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。
3年間の事業量	

### 4-2 災害に備える住環境対策の推進

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

#### 4-2-1 耐震改修促進事業

事業概要	建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	木造住宅耐震診断 (高齢者・障害者)	6件	件	件	件
	木造住宅耐震改修 (高齢者・障害者)	1件	件	件	件
	木造住宅耐震シェルター 等(高齢者・障害者)	1件	件	件	件



#### 4-2-2 家具転倒防止器具設置費用助成

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。				
3年間の事業量	項目	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	家具転倒防止器具設置費用助成	114世帯	世帯	世帯	世帯

#### 4-3 災害等に備える介護サービス事業者への支援

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

そのため、事業継続計画マニュアルの作成等を促進していくとともに、災害に関する取組や必要な情報提供等を行います。

##### 4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施する。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行う。
------	---

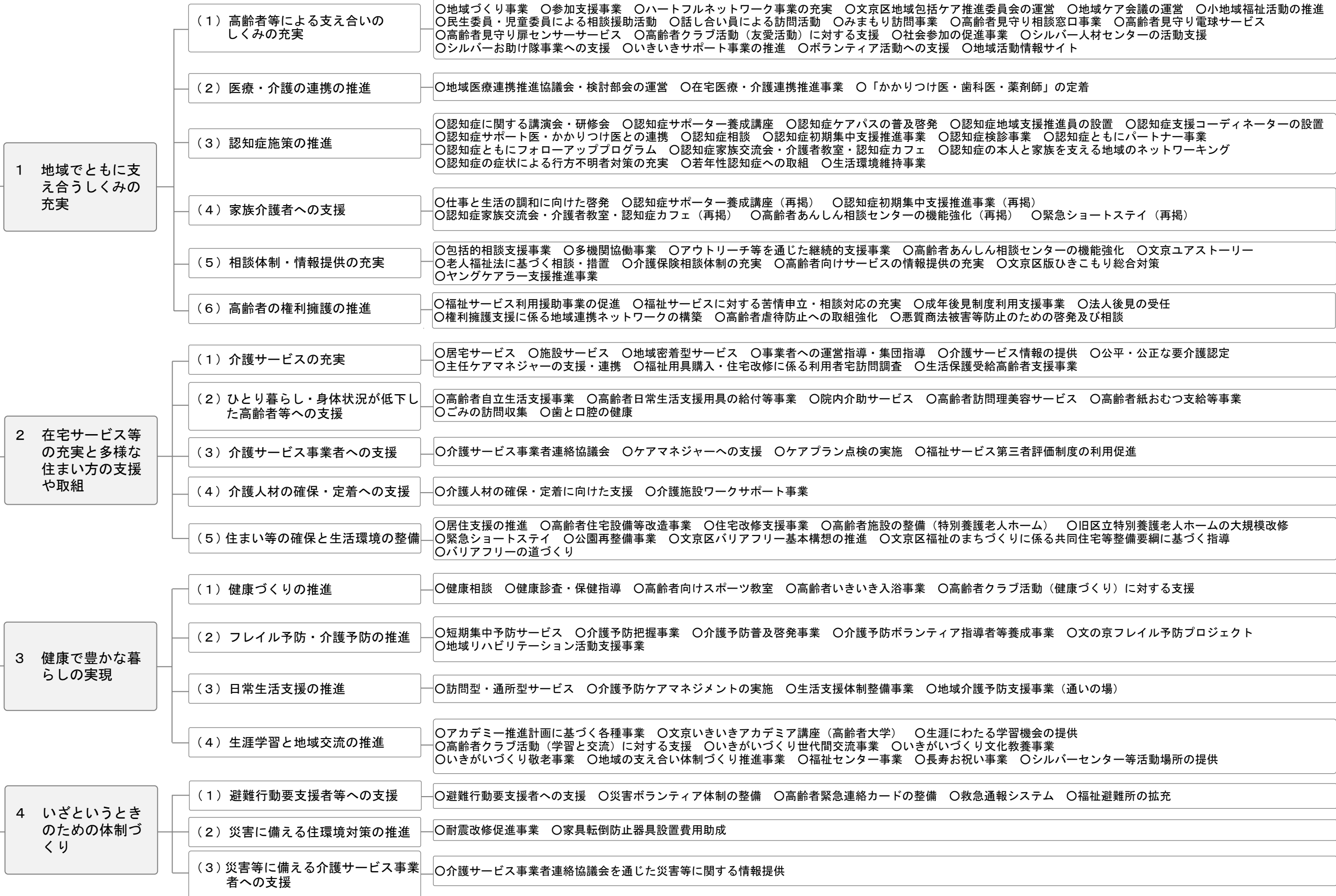
# 〔資料〕計画の体系と計画事業の全体図（案）

〔基本目標〕〔大項目（施策の方向性）〕

〔小項目（施策の分野）〕

〔計画事業〕

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを実現します



# 第6章 地域包括ケアシステムの推進

## 1 地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

---

### ①フレイル予防・介護予防の取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を広げる活動を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

#### ア) フレイル予防・介護予防の普及啓発等

- わかりやすいパンフレットの作成・配布
- 運動、栄養に加え、社会参加等の重要性を普及啓発するための講演会等の実施
- ICTを活用した自宅等からも参加できるプログラム講座の取組の推進

#### イ) 高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合い

- フレイルサポーター・介護予防体操推進リーダーの育成
- 幅広い年代の高齢者が参加するプログラム講座の実施
- 通いの場で活動を行う団体の支援、地域の居場所などにおけるフレイルサポーターの自主的な関わりの促進を通じた、地域におけるゆるやかな助け合い・支え合いの輪の拡大

#### ウ) 医療専門職等の関与による効果的な取組の推進

- プログラム講座や住民主体の通いの場等における理学療法士等専門職の関与の促進
- 高齢者それぞれの年齢・健康状態等に応じたプログラム講座の取組の推進
- 保健師や看護師等の専門職による住民主体の通いの場等への積極的な関与による適切な医療や介護サービスにつなげる取組の推進

## ②地域での支え合い体制づくりの推進

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

### ア) 社会的役割を担うことによる高齢者の生きがいづくり

- ボランティア養成講座や研修会等の機会の拡大
- ボランティア、NPO法人、民間企業等による地域貢献活動の取組の積極的な情報発信による区民等における地域活動への参加の取組の推進
- 高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングの強化

### イ) 住民主体の通いの場等の拡充

- 通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組の積極的な展開を通じた地域を支える担い手の創出
- 通いの場等を運営する団体の立ち上げ支援による地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組の推進

### ウ) 地域ケア会議の推進

- 地域に共通した課題を明確化し、その解決に向けた政策形成につなげる取組の推進
- 個別課題等の解決に向けたプロセスを通じて、高齢者あんしん相談センターの職員やケアマネジャー等における実務能力のさらなる向上
- 課題解決に必要な関係機関等とのネットワークづくりの取組の推進

## ③認知症施策の推進

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援の取組を推進します。

さらに、認知症の本人や家族の不安・孤立感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

#### **ア) 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発**

- わかりやすいパンフレットの作成・配布、講演会や講座等の実施
- 認知症の本人や介護者である家族が自ら語る言葉など、認知症の本人や家族の視点を重視した情報発信の取組の推進
- 区民、事業者等に加え、小・中・高校向け認知症サポーター養成講座開催の推進

#### **イ) 切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり**

- 認知症サポート医や認知症支援コーディネーター（看護師）等の専門職による個別支援及び適切な医療や必要な介護サービス等につなげる取組の推進
- 民間のノウハウの活用や医療機関との連携を強化し、認知症における早期の気づきの支援及び診断後のフォロー体制の充実

#### **ウ) 認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり**

- 定期的な認知症カフェ、認知症家族交流会及び介護者教室などの開催による認知症の本人等が身近に通うことができる居場所づくりの推進
- 認知症の本人や家族のニーズに寄り添った心理面や生活面におけるサポート体制の充実
- 認知症の本人等が生きがいを持って地域で主体的に暮らせるための取組の推進

### **④在宅医療・介護連携の推進**

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるよう、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。

さらに、区民の医療・介護・保健情報へのアクセス向上を図るため、在宅ケアに関して地域の拠点となる機能の整備を行うとともに、医療・介護関係者間における情報共有と顔の見える関係づくりの取組を推進します。

#### **ア) 看取りまでを見据えた在宅医療・介護の充実**

- 地域の医療機関や介護事業者等と連携した講演会等を開催し、人生の最終段階におけるケアの在り方や在宅での看取りも含めた在宅医療や介護サービスに関する区民の理解の促進
- 地域において重要な役割を担うかかりつけ医について、かかりつけマップの作成等による情報提供の取組の推進
- 在宅医療・介護連携を支援する相談窓口における区民や地域の医療・介護関係者

からの相談受付、連携調整、情報提供等及び高齢者の退院や在宅療養の支援の取組の推進

#### **イ) 在宅ケアに関する地域の拠点の整備**

- 区民からの医療・介護・保健に関する相談対応や、区民及び医療・介護専門職向けの在宅医療や病気予防に関する講座開催などを行う、在宅ケアに関して地域の拠点となる機能の整備
- 地域の医療・介護関係者等が参加する多職種会議の開催

#### **ウ) 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援**

- ICTを活用した情報共有システムの利用促進及び医療・介護関係者間における速やかな情報共有の取組の推進
- 医師、看護師、ケアマネジャー、ヘルパー等の多職種が参加する研修の開催

### **⑤高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の機能強化**

高齢者あんしん相談センターが、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関としての重要な役割を担えるよう今後求められる役割等を勘案した適切な人員体制を整備するとともに、職員における専門的知識・相談対応能力のさらなる向上を図ります。

さらに、高齢者あんしん相談センターが多様な役割を十分に果たしていくため、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制を構築します。

#### **ア) 適切な人員体制の確保**

- 高齢者人口の増加や相談件数等の業務量に応じた適切な人員体制や施設の整備
- 複雑・多様化する相談や困難事例に適切に対応するため、職員の専門的知識や区民に対する相談対応能力のさらなる向上の取組の推進

#### **イ) 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化**

- 地域包括支援センター運営協議会（地域包括ケア推進委員会）を活用し、評価及び必要な措置を講じる取組の推進
- 高齢者あんしん相談センターに対する、区における後方支援及び総合調整を担う体制の整備

#### **ウ) 他の相談支援機関との連携強化**

- 高齢者あんしん相談センターの周知活動及び民生・児童委員、介護事業者、社会福祉協議会、医療機関等との密接な連携強化の取組の推進
- 複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、高齢者あんしん相談センターと子ども、障害者、生活困窮者等の支援に係る相談機関等との連携体制の構築

## ⑥高齢者の居住安定に係る支援の推進

住宅の確保に配慮を要する高齢者の方に対する住まいの確保と住まい方の支援を行うため、「文京すまいるプロジェクト」を推進します。また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう「居住支援協議会」を設置・運営し、関係機関との連携による支援の検討を行います。

さらに、区営住宅やシルバーピア等の公営住宅を提供し、管理運営を行います。

### ア) 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住まいの確保

- 入居者に対する見守りサービス提供による住居提供への理解の促進
- 区内不動産店及び住宅オーナーの協力による、すまいる住宅登録事業における民間賃貸住宅の登録推進
- 住まいの協力店と連携した、高齢者に対する適切な情報提供

### イ) 文京区居住支援協議会の設置

- 区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する協議会の実施
- 関係機関同士の情報共有や支援体制の構築
- 住まいに関するニーズ把握・分析を行い、関係団体との連携による居住支援の検討

### ウ) 公営住宅の管理運営

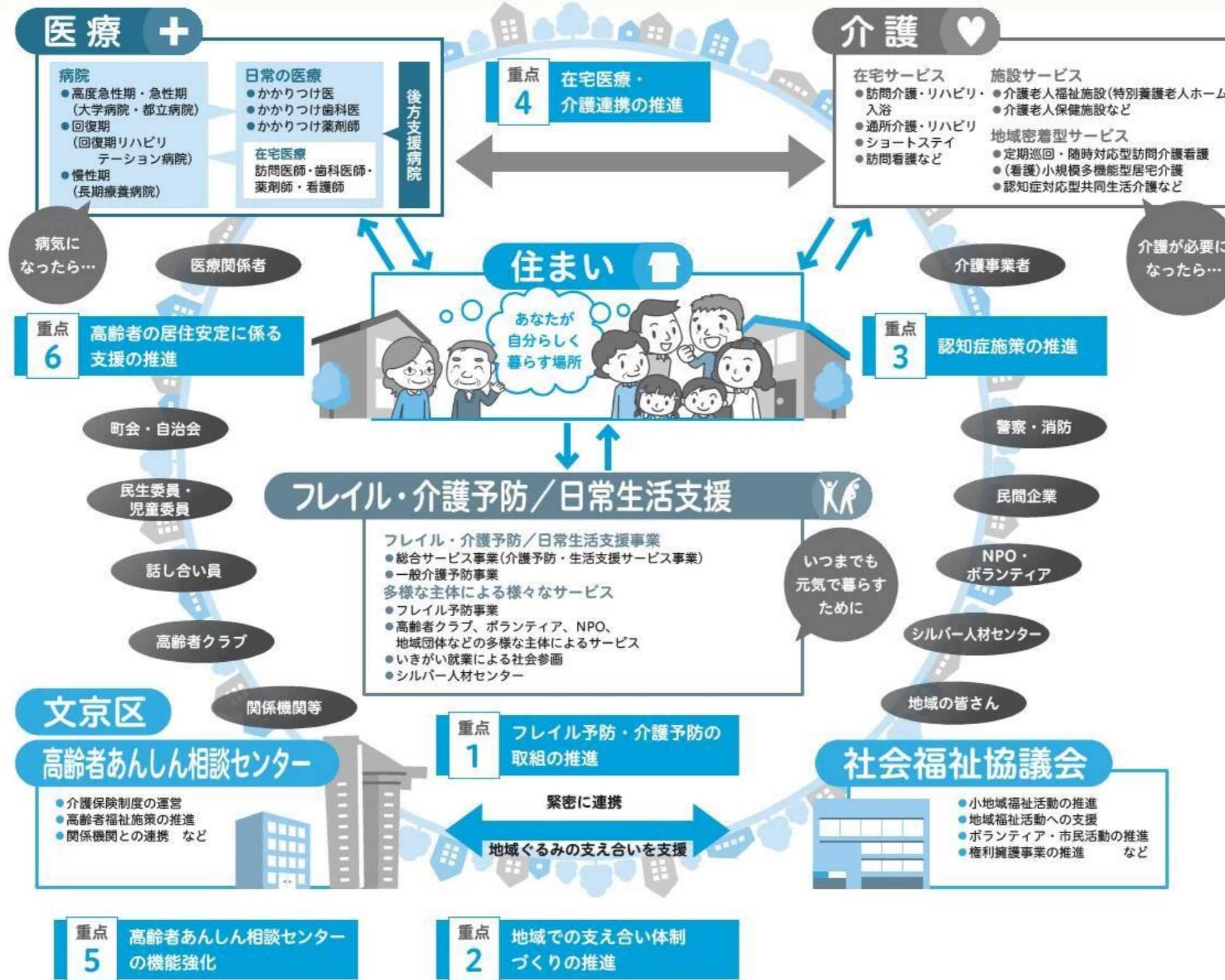
- 区営住宅、シルバーピア等の適切な管理運営
- 入居者への生活相談、生活支援の実施
- 都営住宅等の募集に関する情報提供

### [補足事項]

※「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的実施」についても記載予定であるが、現段階では、記載箇所や取組内容について検討中であるため、今後の地域包括ケア推進委員会で示していく。

[資料] 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ図(案)

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ



地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支え合いによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

地域包括ケアシステムの実現に向けた取組

- 1 フレイル予防・介護予防の取組の推進
- 2 地域での支え合い体制づくりの推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 高齢者あんしん相談センターの機能強化
- 6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんとともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、区民の皆さんをはじめ各関係機関が、「支え手」「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら文京区全域で支え合える地域づくりを進めていきます。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何か

